

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成31年3月26日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田畑議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○田畑議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、4番、福山晴美議員、12番、玉田隆紀議員、13番、奥田富代子議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

初めに、幼児教育無償化について質問を行います。

市長の施政方針にもありましたが、国は消費増税分による税収分の一部を充て、幼児教育・保育の無償化を本年10月から始めようとしています。その趣旨としては、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性としています。その幼児教育・保育の無償化の対象者としては、認可保育所や幼稚園、認定こども園に通う全ての3歳から5歳児と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児の保育料を無償化とするとともに、認可外施設についても、市町村が保育の必要性があると認めた場合に無償化し、加えて認可外保育施設なども金額の上限つきながら無償化されています。

また、当初は、この無償化の費用は国が負担するものと考えられていましたが、

消費税率引き上げに伴う増収分は地方にも配分されることから、幼児教育無償化の財源については、地方自治体にも負担を求める方針が示され、特に公立保育所については全額市町村が負担することから、国と地方自治体との間で対立が起きているとも報道されています。

そこで、本年10月から実施予定の幼児教育無償化については、自治体負担への影響と保育が大きく変化することが予想されるため、次の5点についてお尋ねいたします。

1点目、今わかっている範囲で結構ですので、幼児教育無償化制度について、改めてお答えください。

2点目、今回の無償化には課題が多いとされていますが、市の見解をお聞きいたします。

3点目、国では幼児教育無償化制度の財源については、先ほども申し上げましたが、本年10月から予定されている消費税10%引き上げによる税収を充てる考えで、そのうち平年度ベースでは、国・都道府県・市町村で約8,000億円とも言われておりますが、市では平成31年度及び平成32年度で無償化に伴う市の負担額は幾らと見込んでいるのか、お答えください。

4点目、長期総合計画の第4章では、産み育てることのできるまちづくりを目標とし、多様な保育ニーズに対応するための保育サービスの充実に努める。とされています。また、皆さんもご承知かと思いますが、以前、世間を賑わせたはてな匿名ダイアリーに寄せられた「保育園落ちた、日本死ね。」と題した投稿があったことは、いまだに記憶に新しいのではないのでしょうか。そういう状況下にあるため、無償化が実施されると、今まで家庭で見ていた保護者も子供を保育所などに預けて働こうとする共働き家庭がふえ、申し込みが殺到するとも考えられます。

そこで、岩出市は、平成30年度で待機児童問題はなかったのか。また、今回の無償化により、さらに保育ニーズが高まると考えられますが、どの程度見込んでいるのか、お答えください。

5点目、無償化への準備として、市民への啓発やシステム等の改修が必要となると思いますが、どのような準備が必要であると考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 おはようございます。

福岡議員ご質問の1番目についてお答えをいたします。

まず1点目、無償化の概要でございますが、急速に進む少子化の克服を目的として、消費税増税による増収分を財源に、子育てや教育に係る費用負担の軽減を図るため、本年10月より国において実施されるものです。

無償化されるのは、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設等の教育・保育施設に加え、児童発達支援センターなどの障害児施設の利用料、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業等における利用料の一部に加え、認可外保育施設の利用料の一部も対象となります。対象となる児童は、3歳から5歳児までの全児童及び市町村民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児です。

2点目、無償化についての市の見解でございますが、無償化により子育て家庭への経済的な負担の軽減につながる反面、保育所等の受け入れなどの問題が発生するという心配もございます。また、3歳から5歳児の給食費の取り扱いや事務手続など、まだまだ不確定な部分も多く、無償化実施後、市民に混乱を来さないよう、今後も、国の動向や他市町村の対応など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

3点目、平成31年度及び平成32年度の無償化に伴う市の負担額は、及び5点目、無償化への準備についてを一括してお答えをいたします。

国が示している負担割合は、平成31年度は全額国庫負担、平成32年度以降は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっております。ただし、公立施設に係る費用については、平成30年12月の閣議決定により全額市町村の負担とされております。

無償化への準備につきましては、給食費の取り扱いや事務費用、システム改修費などについて、4月以降に詳細が決定していくと聞いております。当市におきましても、現在、無償化に係る積算を進めているところであり、6月議会において補正予算として計上していきたいと考えております。また、予算成立後は、事業を円滑に開始するため、保護者及び事業者への説明なども予定しております。

次に、4点目の平成30年度で待機児童問題はないのか、無償化によりどれぐらい保育ニーズが高まると考えているのかについてですが、まず、平成30年度途中の待機児童は、本年3月1日現在、41名となっております。内訳は、ゼロ歳児が15名、1歳児が16名、2歳児が7名、年少児が3名となっております。また、現在、平成31年度の入所状況もほぼ確定しており、特定の保育所を希望されている方などを除き、10名程度の待機児童が発生する見込みとなっております。

国は無償化と保育ニーズに因果関係はないとの見解ですが、市におきましては、3歳からの無償化に備え、希望施設に必ず入所するために、3歳になる前に保育所に入所させる家庭が多くなるのではないかと予測しており、無償化による保育ニーズへの影響は、少なからず発生するものと考えております。近年は低年齢児の保育ニーズが高くなっており、保育士確保が難しい現状を考えますと、待機児童の状況はますます厳しくなってくると予想されますが、待機児童を最小限に抑えられるよう努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 今ご答弁いただきました。待機児童については、引き続き発生を最小限に食い止めていただきますよう、よろしく願いいたします。答弁は結構です。

再質問について、2点お聞きいたします。

1点目として、3歳から5歳児の給食費について、岩出市は幾ら徴収する予定なのか、お答えください。

2点目として、岩出市は保育ニーズや保育料の無償化といったニーズ調査等を実施しているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、3歳児から5歳児の給食費について、幾ら徴収する予定かというところでございますが、給食費の徴収額につきましては、国が示す基準額、それから現行の私立の幼稚園、私立の認定こども園の給食費の額なども参考にしながら、早期に徴収額を決定してまいりたいと考えております。

それから2点目、保育ニーズ、保育料の無償化といったニーズ調査についてでございます。市では、子ども・子育て支援法に基づく岩出市子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、本年度、計画策定に伴うニーズ調査を既に実施し、この中で無償化による教育・保育ニーズの推移等も推計をしているところでございます。

来年度、計画の策定業務を予算計上させていただいており、ニーズ調査の結果や、あるいは現在までの実績に基づき、教育や保育ニーズ、それから、その他の子育て支援事業について、平成32年度から5カ年の推計、それからその確保策を協議しな

がら計画策定を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、新トレーニングルーム、新市民プールについてお伺いいたします。

近い将来、人生100年社会を迎えると言われております。日本の平均寿命は、男性81.09歳、女性87.26歳であり、まだまだ100年までとは言えませんが、いかに健康で長生きできることが課題であることは言うまでもありません。そんな中、運動が持つ役割の重要性はますます高くなっています。

NHKの番組で筋肉体操が取り上げられるなど、筋力トレーニングに対する認識が身近なものとなってきております。また、ジョギング、ウォーキングが現在でもブームで終わらず、生活に根づいており、職員の皆さんも筋トレやマラソンなどを行っている方は多いのではないのでしょうか。ゆっくりと行う筋トレによる有酸素運動が血糖値を下げる効果もあるなど、さまざまな疾病予防につながるとも言われており、今後、ますます盛んになってくることが予想されます。

市長の施政方針にもありましたが、本年2月に新市民プールのトレーニングルームがオープンとなりましたので、質問させていただきます。

1点目、平成30年2月と平成31年2月のトレーニングルームの使用者数についてお答えください。

2点目として、新プールにつきましては、災害対応型機能を有していることですが、どれぐらいの災害を想定して対応できるのか、内容をお答えください。

最後に3点目として、新トレーニングルーム、新市民プールが完成することにより、現在の総合体育館と建物が2棟になります。管理運営について、今後どのようにしていくのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福岡議員ご質問の2番目、新トレーニングルーム、新市民プールについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目についてですが、平成30年2月は、当日券が2,096人で7万8,400円、定期券が209人の20万9,000円で、計2,305人の28万7,400円であります。平成31年2月は、当日券3,109人の24万4,500円、定期券は269人の45万円、計3,378人の69万4,500円となっております。昨年と比較しますと、1,073人の増、金額にして40万7,100円の増となっております。

2点目につきましては、新市民プールでは、常時592トンの水を貯留しております。災害時には周辺の避難場所となります岩出中学校、それから市民総合体育館、約1,303人分の飲料水、生活用水を約1カ月分、供給できる緊急ろ過器を設置しております。

3点目につきましては、市民プールについては、堀口プールと東公園プールを統合したものでございます。トレーニングルームについては、総合体育館に設置していたものを移設してリニューアルしたものでありますので、これまでどおり、教育委員会の事業として管理運営してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 トレーニングルームの運営について回答いただきました。先ほど答弁の中で、新たなトレーニングルーム使用については、平成31年2月の当日券の人数では3,109人、金額24万4,500円、定期券の人数は269人、金額として45万ということで、去年と比べて増加しております。

しかし、現在、岩出市内では民間のトレーニング施設が増加傾向でありますので、今後ますますの啓発が必要と思われませんが、その方法等があればお答えください。

また、トレーニングルームの使用料についてですが、12月議会の質疑でもありました、1月の使用料を条例化していなかった件についてですが、条例第6条では、使用者は使用料を納付しなければならない。また、第8条では、既に納付した金額は還付しないと定められていますので、返還等に対する考え方並びに今後の定期券の発行に対する考え方について、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

トレーニングルームにつきましては、新プールに移設し、約10平米広くなっております。機器はランニングマシンを1台、エアロバイクを2台、それから体幹機能を鍛えるバランスボールなどを新たに設置してオープンいたしました。先ほどお答

えしましたとおり、利用者が大きくふえておりますので、トレーニングジムとしての魅力が向上したものと考えてございます。

民間のトレーニングジムがふえていることは承知しておりますが、引き続き市広報やウェブサイトなどを活用して、利用者の拡大に努めてまいります。

それから、定期券についてのお尋ねがございました。この件につきましては、昨年の12月議会において既にご承認をいただいておりますが、賛成いただいた議員さんからも条例化を怠っていたことについての再発防止ということでご指摘をいただいております。改めて経過と考え方について、お答えをさせていただきます。

昭和61年に総合体育館の中に社会体育課が設置されております。当時、トレーニングルームの管理運営を担当しておりました職員に聞き取りを行ったところ、トレーニングについては、今でこそ人気はありますが、当時は利用者が少なく、担当課において、利用者の拡大と定着、それから体力の向上を目的に、便利でお得な定期券を発行することとしたということでございます。

事務手続として決裁はしたが、条例化については議会に諮ったかどうかはわからないとのごことでございます。当時の資料を調査した結果、関係書類は見当たりませんでした。昭和61年の広報6月号に定期券の発行について掲載されておりますので、決裁手続は行われていたものと考えてございます。しかしながら、条例に定めることを怠っていたことは事実であり、昭和61年当時のことといえ、反省をしているところでございます。

また、返還ということにつきましては、トレーニングルーム使用料の定期券については、トレーニング使用の権利を与えるものでありまして、利用者からの任意による申請に基づき発行しているもので、何の対価もなく徴収しているものではありません。利用者との合意の上で徴収しているものであり、損害を与えたものではなく、優遇措置と思えます。また、発行時から現在に至るまで、約33年間にわたり、認知され、利用されてございます。定期券の購入者は既にトレーニングルーム使用の権利を行使していることから、返還するとなりますと、利用していない市民に対して受益者負担という観点から、不公平が生じてまいりますので、返還することについては考えてございません。

なお、今後、こういったことのないように、再発防止に努めるとともに、また、新しいトレーニングルームが住民皆様方の憩いの場としてご利用いただくよう努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

次に、通告2番目、4番、福山晴美議員の一般質問につきましては、手話通訳者の申し出がありますので、手話通訳者の入室を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

手話通訳者の入室を許可いたします。

手話通訳者、八木美代子さん、入室をお願いします。

(手話通訳者 八木美代子さん入室)

○田畑議長 4番、福山晴美議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福山晴美議員。

○福山議員 4番、福山晴美です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問します。

今回は、聴覚障害者の方に対する支援についてと健康づくり計画についての2点です。

1点目、聴覚障害者の方に対する支援についてであります。

今まで何回か聴覚障害者の集まりに出席させていただく機会があり、そこで聴覚障害者の方たちの今までのご苦勞を知ることができました。例えば、身近でいつも一緒にいる家族とのコミュニケーションをとることができないために、家の中でも置いてきぼりを感じていたり、社会に出ても同じで、ひとりぼっちを感じていたこと、話が通じないことから社会の情報が入ってこず、これが大きな障害となって地域生活が困難であることなど、また、災害時の不安や恐怖もいろいろと教えてくれました。

私自身、この集まりに出席させていただくまではご不自由はされていることを知っているつもりではいたのですが、直接お会いしてお話を聞いているうちに、胸が熱くなって、本当に大変なご苦勞をされてきたこと、また、されていることを改めて知りました。自分の思いを伝えられないというのはとても不自由なことでありませぬ。言い伝える手段の手話は、伝えたい相手が理解をしてくれていなければ伝えられないわけでありませぬ。聴覚障害者の社会参加を進めるために、手話に関する理解を深め、互いに理解し、尊重し合う共同社会を実現できればと考えませぬ。

そこで、4点質問いたします。

まず1点目、岩出市は長期総合計画で、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指して取り組んでいます。この計画を見ると、障害者福祉の充実が基本施策の1つとされており、障害者サービスの充実や相談支援体制の充実とともに、社会参加、就労支援の充実が重点的な施策となっています。また、市が策定している障害者計画においても、社会参加と自己実現のまちづくりが基本目標の1つとなっています。障害者の社会参加の推進に向け、どのように取り組まれているのか、お聞きします。

2点目、障害にもさまざまな種別があります。聴覚に障害を持たれている方が社会においてコミュニケーションをとるには、手話が重要な手段となります。岩出市内の聴覚障害者の方々に対する手話通訳者の派遣状況をお聞きします。

3点目、聴覚障害者の方々にとって日常生活を送る上でも、社会参加を進めていく上でも、手話通訳のできる方をふやしていくことはとても重要だと考えます。手話通訳ができる方をふやしていくために、どのような取り組みをされているのか、お聞きします。

4点目、2006年、国連の障害者権利条約で、手話は言語であると明記されました。我が国においても、2011年、改正障害者基本法により、手話が言語に含まれることが明記されています。本市議会においても、平成26年、手話言語法制定を求める意見書を採択し、国に提出をしています。手話言語法は、いまだ制定には至っておりませんが、近年、各自治体において手話言語条例が制定されてきています。鳥取県を皮切りに、全国に広がり、和歌山県のほか3市4町で手話言語条例が成立し、さらに広がる傾向にあると言われていています。岩出市では、この条例についてどのように考えているのか、お聞きします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

福山議員ご質問の1番目、聴覚障害者の方に対する支援についての1点目、障害者の社会参加に向けた取り組み、及び4点目、手話言語条例の制定について、あわせてお答えをいたします。

第2期岩出市障害者計画において、社会参加と自己実現のまちづくりを基本目標の1つに掲げており、障害者が社会、経済、文化等のあらゆる文化の活動に参加する機会の確保が重要であると認識してございます。特に、聴覚障害者の方々にとっては、手話は社会参加に欠かせないものと考えております。手話言語法の制定まで

は至らない中、各自治体において条例が制定されてきていることは承知しており、平成29年に和歌山県議会においても手話言語条例が採択され、手話の普及、手話通訳者等の確保、要請等がうたわれております。

本市におきましては、現在、聴覚障害者あるいは関係する方々と意見交換を重ねており、今後、条例の制定に向け進めてまいります。

なお、他の項目につきましては担当部長から答弁させます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の1番目の1点目の中で、具体的な取り組みについてお答えをいたします。

障害者の社会参加につきましては、障害の種別、程度によってさまざまな場面が考えられますが、市では、障害者のニーズに沿って適切な障害福祉サービスを利用できるように、速やかな支給決定に努めております。

自立や就労を支援するためのサービスとして、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等があり、外出を支援するためのサービスとして、同行援護や行動援護、通院等乗降介助などがあります。さらに、障害者の社会参加に資する市の制度として、タクシー利用料金の一部を助成する福祉タクシー事業も実施しております。

2点目、手話通訳の派遣状況につきましては、平成30年4月から本年2月末までの実績で、福祉課職員による派遣が186件、外部委託による派遣が38件の合計224件となっております。平成29年度では、福祉課職員による派遣が220件、外部委託による派遣が44件の合計264件となっております。

3点目、手話通訳の育成につきましては、市の主催により手話奉仕員養成講座として、入門課程及び基礎課程を毎年それぞれ昼夜2コース開催しているところでございます。今年度の講座におきましては、入門課程15名、基礎課程21名、合計36名の方が修了されました。今後も手話の普及及び通訳の養成に努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 答弁ありがとうございました。また、手話言語条例については、本当に前向きなご答弁をいただきました。ほかに1点だけお聞きします。

手話の講座のことですが、私の知り合いも講座を受講したときに、手話というのは本当に難しかった。理解するのも大変だったんですけども、講座を受け終わった後で、やってよかった、手話の何かがわかったような気がしたわというのを話して

くれました。通訳をするとまではいかななくても、こうして少しでも手話を理解していただく人をもっともっとふやして行ってほしいと考えますが、それに関して、市の考えをお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えをいたします。

聴覚障害者の方々の社会参加、これを進める上では、手話の普及、そして手話を使える方々をふやすこと、これが重要でございます。先ほどの答弁で申し上げました手話奉仕員養成講座などにより、手話ができる方、これをふやしてまいりたいと考えてはおりますが、議員おっしゃられましたように、手話をマスターするのはなかなか難しいというところでございます。

養成講座につきましては、広報等によりまして、1人でも多くの市民の方々に受講していただくように努めるとともに、手話サークルの方々にもご協力いただく等によりまして、気軽に手話に親しんでいただけるような工夫もしてまいりたいと考えております。

今後も手話の普及あるいは手話のできる方をふやす取り組み、これを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 2番目、健康づくり計画について、3点質問します。

我が国では、近年、高齢化が加速しており、団塊の世代が全て後期高齢者である75歳になる2025年問題が取り上げられています。岩出市においても県内では最も若いまちと言われていますが、今後、高齢化が進展していくこととなります。高齢化は介護保険や医療費への影響など、マイナスのイメージで捉えがちですが、元気で健康に年をとれば、趣味や社会活動に生かせる時間がたっぷりあるということでもあり、悪いことばかりではないと考えます。岩出市においても元気なお年寄りがふえることは、介護保険などへの負担軽減となることはもとより、地域の活性化にもつながると思います。そのためには、生涯にわたって健康に対する意識を高めてい

ただくことが重要です。

先ほど、福岡議員も質問されておりましたが、トレーニングルームを利用されている人がふえているというのも、やっぱり健康に関しての思いがあると思います。それも、また岩出市内に、最近、ジムやトレーニング施設もふえてきたのは確かです。あるスポーツジムの前を通ると、夜遅くてもたくさん車がとまっています。でも、また反対に、高齢者の方でそういうジムなどに行けない人、そういう人は自分で健康管理のために、毎日毎日歩くようにしているという話も聞いております。それだけ健康に関心がある人がふえてきているのは確かです。

そこで、今回は市民の健康づくりに関して質問させていただきます。

本年度、市において健康づくり計画を改定されたと聞きました。現状を分析し、課題を把握し、計画を立て、目標を定めて施策を進めていくことが効果を上げるためには必要であります。

そこで、1点目に、計画を策定する中で、どのような課題が見えてきたのか。

2点目に、その浮かび上がってきた課題に対して、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

3点目に、この計画によりどのような将来像を描いているのか、お聞きします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員ご質問の2番目、健康づくり計画についてお答えをいたします。

岩出市健康づくり計画は、健康増進法第8条第2項に基づく、市町村健康増進計画に当たるもので、本市の健康づくりや保健施策を推進するための総合的な計画として位置づけております。今般、これまでの取り組みの成果を踏まえ、健康づくりの取り組みをさらに推進すべく、従前の計画の改定を行っております。

ご質問の1点目につきましては、まず計画の改定に当たり、さまざまな統計資料や健康に関するアンケート調査の分析結果から課題を抽出いたしました。主なものを幾つか申し上げますと、若い世代に食生活の乱れや、男性に肥満傾向が見られること、年齢が若い世代ほど日常生活で意識的な運動をしていない割合が高いこと、毎日3食とも食べている子供の割合が県平均より低いこと、約7割の方が子育てに何らかの悩みがあること、がん検診の受診率がやや減少傾向であることなどです。

次に、ご質問の2点目についてでございますが、健康づくり計画では、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、親子の健康、健康管理の5つ

の分野別行動計画を作成しており、それぞれの分野で市民の取り組み、それから地域・教育機関の取り組み、行政の取り組みを掲げております。

例えば、栄養・食生活におきましては、市民の取り組みは、朝食を毎日食べ、1日3食しっかり食べます。地域・教育機関の取り組みは、地域のイベントを通じ、食事の大切さや栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及・啓発を行います。行政の取り組みは、広報やホームページを通じて、朝食を毎日食べることや野菜を毎日とること等の大切さや必要性を発信しますなどしております。

次に、3点目のご質問につきましては、これらの取り組みに対して、それぞれ数値目標を設定しており、目標を達成することで、「子供からお年寄りまで、みんながともに触れ合い、市民と行政が一体となって、生き生きと健康で安心して暮らせるまち」、つまりはこの計画の理念である「みんながいきいき、健康に過ごせるまち いわで」、ひいては市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 答弁いただきました。「みんなが生き生き、健康に過ごせるまち いわで」の実現を目指していただきたく思います。

そこで、1つ気になったのは、食事のこと、さっきおっしゃってたんですが、毎日3食食べている子供の割合が低いということです。何事も子供のときから意識づけしていくことが重要ではないのかと思います。まして食事というのは、とても大切なことでもあります。3食の習慣が崩れると脳へのエネルギーが不足がちになるとか、1回の食事の量がふえ、肥満や生活習慣病などにつながる可能性もあると専門家が指摘しています。

子供のときから健康意識の向上について、今後どのように認識し、どう取り組もうとしているのか、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 福山議員の再質問にお答えをいたします。

議員がご指摘されている点につきましては、私どもも大変重要であると認識をしております。先ほども申し上げましたように、本計画におきましては、親子の健康を分野別行動計画の1つと位置づけておりまして、乳幼児健診の受診促進、それか

ら未成年の飲酒率あるいは未成年の喫煙率の低減に力を入れることとしております。

また、栄養食生活の分野におきましては、学校や保育所等と連携し、子供のうちから食への関心を高め、正しい食習慣が身につくよう、普及や啓発に努めていきたいと考えております。

今後子供と親、双方における健康に対する意識の向上に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福山晴美議員議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

手話通訳者、八木美代子さん、退室願います。ご苦労さまでした。

(手話通訳者 八木美代子さん退室)

○田畑議長 通告3番目、12番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。今回は、高齢者肺炎球菌ワクチンについて3点、新婚世帯支援策について1点、フリーWi-Fi整備について3点、岩出市防災行政無線について3点、質問をいたしたいと思っております。

まず初めに、1番目の高齢者肺炎球菌ワクチンについてですが、肺炎は日本の死因の第5位を占める重大な疾患で、肺炎は高齢者になるほど重症化しやすく、人口の高齢化に伴い、年々死亡者数も増加しています。中でも市中肺炎においても最も多いのが肺炎球菌性肺炎であり、ワクチンによる予防が重要視されています。

厚生労働省は、65歳の人を定期接種の対象に指定し、8,000円前後かかる費用の約3割を助成しています。2014年から2018年までの5年間は、70歳、75歳、80歳など5歳刻みの年齢に達する人が接種を受けた場合も、65歳の人と同様に公費助成の対象とし、5年で全年齢の高齢者が接種できるようにしました。しかし、ワクチン接種率は、国が想定していたよりも伸びず、平成28年度時点の接種率は約40%にとどまり、このため厚生労働省の検討会では、制度が十分に知られていないのではと、周知面での課題が指摘されていました。そこで、このたび平成31年度から平成35年度までの5年間の経過措置を延長することが決定されました。

そこでお聞きいたします。

1点目に、肺炎球菌ワクチン定期接種率の現状について。

2点目に、平成31年度から平成35年度までの5年間、経過措置を延長することが決まりましたが、今後の周知啓発の取り組みについて。

3点目に、個別通知による周知の考えについて、お聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員の1番目のご質問にお答えをいたします。

高齢者肺炎球菌についての1点目についてでございますが、岩出市における高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は、平成26年度、44.0%、平成27年度、37.9%、平成28年度、39.3%、平成29年度、40.9%、平成30年度は3月15日現在で38.6%、5年間で40.1%となっております。

次に、2点目の周知啓発の取り組み及び3点目の個別通知による周知の考えについて、あわせてお答えをいたします。

対象となる方は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上の方で、高齢者肺炎球菌ワクチンを未接種の方となっておりますので、これらの方に対して、4月に個別の通知を送付し、周知することとしております。また、市の広報やウェブサイトへの掲載だけでなく、市内の医療機関にも啓発をお願いし、周知に努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目の新婚世帯支援策についてですが、現在、日本において少子高齢化が大きな問題となっており、さらに人口減少問題についても重視されています。将来の日本を託す子供たちや若い世代が生き生きと暮らせる環境づくりが大切だと思います。

岩出市においても、将来の人口減少を見据え、人が集う魅力あるまち、子育てしやすいまち、安全・安心で住環境のいいまち、産業振興による活力あるまちを目標に向け、さまざまな施策を進めております。現在も、各地域で民間による住宅開発

が進められ、若い世代の住居が期待されています。

しかし、結婚を希望する若者が結婚に踏み切れない不安があるようで、結婚の障害として、結婚資金と回答した割合が、未婚男性18歳から34歳が約43.3%、未婚女性の18歳から34歳が41.9%でありました。結婚のための住居と回答した割合は、男性が21.2%、女性は15.3%だったそうです。

そうした現状を踏まえ、国は世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯に、住宅取得費用や、または住宅賃借費用及び引っ越し費用として、補助率4分の3で、1世帯当たり上限24万円の補助事業を実施しています。

そこでお聞きいたしますが、現在、この制度を実施しているのは和歌山市、橋本市、紀の川市、由良町の3市1町であります。岩出市においても、この結婚新生活支援事業補助金の導入の考えについてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の2番目、結婚新生活支援事業補助金の導入について、お答えをいたします。

本補助金は、少子化対策の一環として、世帯所得340万円未満の新婚世帯に住宅取得費用、または住宅賃借費用、引っ越し費用について支援をするもので、現在、市において補助金の活用はしておりません。

急速に少子化が進む中、県下におきましては、比較的少子化の進行が遅い当市におきましても、今後、少子化対策を講じる必要はございます。

そこで、国が推奨するさまざまな少子化対策事業の中から、当市の実情に合致し、効果のある事業を今後検証・研究するとともに、本年度実施しましたニーズ調査の結果や岩出市子ども・子育て会議での有識者の意見も参考にし、効果のある少子化対策を実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目のフリーWi-Fi整備についてですが、総務省は2020年に向け全国に約3万カ所のWi-Fi整備を目指しております。Wi-Fi整備の必要性

については、教育環境において、ICTを活用した学習方法があります。また、全国の約9割の学校が避難所に指定されております。観光利用面では、観光客のさまざまな地域の情報収集や旅行先の体験をSNSで発信することで、観光客増が期待でき、災害時では情報伝達手段となり、熊本地震では役立ったとの回答が約9割を超えました。

和歌山県においても、和歌山フリーWi-Fi大作戦の整備事業を実施されましたが、岩出市においても、根来周辺を中心に、観光客誘致に向けさまざまな事業を展開されていますが、そこでお聞きいたします。

さらなる観光客誘致を進めるために、1点目、無料Wi-Fi整備事業の考えについて。

2点目に、無料Wi-Fiの設置状況について。

3点目に、市役所及び市の公共施設に無料Wi-Fi設置の考えと今後の対策について、お聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員の3番目、フリーWi-Fiの整備についての1番、2番について、一括してお答えいたします。

近年、スマートフォン等の携帯情報端末の普及や外国人観光客の増加に伴い、全国的にフリーWi-Fiの導入が進み、和歌山県においても、和歌山フリーWi-Fiとして観光客向けに導入が進められ、岩出市においても飲食店やスーパーマーケットなどで多く整備されているほか、道の駅ねごろ歴史の丘にも和歌山フリーWi-Fiを導入しております。また、市中においては、通信事業者などによる独自のサービスも導入され、無料で使えるWi-Fiスポットは急速に増加しているところです。

なお、フリーWi-Fiの整備に関しての市独自での補助事業等は、現在のところ考えておりませんが、この先、根来寺周辺の観光施策を進めていく中で、観光施設や民間事業者等と連携し、観光客等が快適に滞在できるように、必要に応じフリーWi-Fiの整備も検討してまいります。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 玉田議員ご質問の「フリーWi-Fi整備についての3点目、市役所及び市の公共施設に無料Wi-Fi設置の考えと今後の対策について」について、お答えいたします。

当該設備は、日常的に情報を享受できるという利便性から、人が多く集まる観光拠点や災害の際に避難所等となる災害拠点など、情報を必要とする場所へ設置されることが多くなってきておりますが、現在のところ、市役所庁舎等に関しては、フリーWi-Fiの整備予定はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 ご答弁いただきました。現在、岩出市内において、フリーWi-Fiの設置数ですね、設置状況を教えていただけますか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

市内のフリーWi-Fiの設置数についてですが、民間通信事業者独自のものは把握してございませんが、和歌山フリーWi-Fiの設置数は、サービス業16カ所、飲食店13カ所、スーパー6カ所、福祉関係6カ所、小売業5カ所、その他5カ所の計51カ所です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 4番目の岩出市防災行政無線についてですが、市民の安全と児童生徒の安全な下校環境や行政の情報発信としての役目を果たしております。しかし、スピーカーが近くにある住宅では音量が大きく、離れている住宅では聞き取りにくいという現状があり、日ごろより音量調整やスピーカーの角度には大変ご苦勞をされていると思います。

しかし、防災行政無線は、市民にとってとても重要な情報発信源であることから、1点目に、今後の取り組みについてお聞きいたします。

2点目に、防災行政無線放送電話対応サービスと連絡先の周知方法についてお聞きいたします。

3点目に、連絡先を掲載したステッカー配布の考えについてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員ご質問の4番目、岩出市防災行政無線についての1点目、防災行政無線の今後の取り組みについてお答えいたします。

同報系防災行政無線、市内放送ですが、地域住民に迅速かつ的確な災害情報等を提供し、市民の生命・身体・財産の安全を確保する上で欠かすことのできない情報伝達手段であります。

現在使用しております同報系防災行政無線は、平成3年度の導入から26年を経過しており、また、使用しているアナログ式電波が、電波法の改正により、平成34年11月末で使用できなくなることから、平成30年度から3カ年計画でデジタル化を進めております。

整備計画といたしましては、平成30年度に第1期工事として、設計及び市役所基地局操作卓の更改を実施いたしました。また、第2期工事として、平成31年から平成32年度にかけまして、中継局及び屋外の拡声子局の更新を実施いたします。

デジタル化を実施することにより、高品質でクリアな音声で市内放送が可能になるほか、緊急時における最大音量での一括放送等、より迅速かつ的確な情報伝達が可能となります。

次に、2点目の防災行政無線放送電話応答サービスと連絡先の周知方法について及び3点目の連絡先を掲載したステッカー配布の考えはについて、一括してお答えいたします。

防災行政無線放送電話応答サービスは、平常時や災害時における情報伝達の確度向上を目指すものであり、地域住民等に対する放送の聞き漏らしに対応することを目的とし、平成24年度からサービスを開始いたしました。

連絡先電話番号については、広報紙及び市ウェブサイトによる広報、新規転入世帯への周知のほか、放送内容が聞き取りにくいなどの問い合わせがあった際にも、その都度、周知を図っております。

今後一層の周知を行うべく、広報紙及び市ウェブサイトへの掲載はもとより、多様な手段による周知啓発について検討を行ってまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1点、連絡先を掲載したステッカーの配布の件なんですけど、今後それも含めた分野で検討していくということによろしいですかね、周知方法について。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

周知啓発についての検討の中に、ステッカーの配布も含まれているのかというご質問であったかと思いますが、ステッカーの配布についても検討していくということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の4番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、13番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問いたします。

1番目、ヘルプマークについて3点、2番目、高齢者のサポートについて1点、3番目、小学校におけるプログラミング教育について3点で伺います。

まず1番目、ヘルプマークについてお伺いいたします。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。ヘルプマークは、そうした方々がかばんに装着したり身につけることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるようにするものです。

大きさは手のひらサイズで、合成樹脂でできたストラップです。このヘルプマークは、2011年に東京都議会で内部疾患を抱えている人など助けが必要でも、外見がわかりづらい人が優先座席に座っているとつらい目に遭うことが多い。何らかの支援が必要ではないかと提案され、翌年の2012年度に制定されました。

その後、導入する自治体がふえ、和歌山県でもヘルプマークの普及に努めています。また、関西の鉄道事業者20社は、ことしの1月、2月に共同で、マナーキャンペーンとして、ヘルプマークのポスターを駅構内や電車やバスに掲示し、広く乗客

に知らせる取り組みをしていました。ポスターには、ヘルプマークを知っていますか、援助が必要な方のマークです、外見からはわからなくても援助が必要な人がいます、このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いしますと書かれていました。

しかし、まだまだこのヘルプマークの認知度は低く、知らない方がほとんどではないでしょうか。私も周辺の人に聞いていますが、皆知らないと言います。

そこでお伺いいたします。

1 番、ヘルプマークについて、問い合わせは何件ぐらいありますか。

2 点目として、岩出市ではヘルプマークの周知活動はどのようにしていますか。

3 点目、ヘルプマークの導入は、平成31年3月1日現在、全国では1都1道2府32県に普及しています。和歌山県においては、30市町村のうち、既に23の市町村が各自自治体の窓口でヘルプマークを交付しています。近隣では、和歌山市を初め紀の川市、海南市なども既に取り入れています。岩出市でも交付窓口を開設していただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、ヘルプマークについての1点目、問い合わせ件数についてお答えをいたします。

ヘルプマークは、外見からはわかりづらい障害等のある方が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができるものです。和歌山県内には、県庁や各振興局等で交付をしており、市への問い合わせにつきましては、年間10件程度ございます。

2点目、周知はどのようにしているかにつきましては、福祉課の窓口において、チラシを備えつけ、普及啓発に取り組んでおります。

3点目の交付窓口を開設する考えにつきましては、岩出市はヘルプマークの趣旨に賛同し、新年度より交付窓口を設置することとしております。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ただいま前向きなご答弁をいただきました。外見ではわかりにくいですが、支援を必要とする方に活用していただくとともに、ヘルプマークをつけている方を見かけたときの周囲の人の思いやりのある行動が必要です。しかしながら、先ほど

も述べましたように、まだまだ知られていない事業です。岩出市地域福祉計画の基本理念である「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで」の観点からも、支援を必要とする人をみんなで支え合えるよう、普及啓発を努めていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

周知啓発についてでございます。

岩出市では、障害者計画の基本理念の中に「誰もが笑顔で、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまち」これを基本理念の1つとして目指しております。この趣旨にも沿っております。多くの方にヘルプマークの存在を知っていただけるよう、ウェブサイトや市の広報を初め、さまざまな機会を捉えまして、啓発に努めてまいります。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 高齢者のサポートについてでお伺いいたします。

高齢者見守りキーホルダー事業に取り組んでいる自治体があります。これは65歳以上の方が対象で、緊急連絡先やかかりつけ医、既往症、服用している薬などの情報を登録し、地域包括支援センターが管理するという事業です。

出先で事故や病気等で救急搬送されたときなど、本人から直接情報が得られない場合に、キーホルダーに書かれた地域包括支援センターに連絡すると、その方への適切な処置につながる貴重な情報が得られるというシステムです。

昨年の10月、大阪でひとり暮らしをしている私の母親が外出先で転倒し、頭を打って倒れるという事故がありました。頭から出血をしていたので、ちょうど見かけた方が救急車を呼んでくださいました。救急隊員から名前や住所を聞かれると、意識があり、正確に伝えることができたので、関係機関や親族とつながり、入院等々に支障なく、事が運びました。あのとき母が意識を失っていたり、気が動転して質問に答えられなかったら、さまざまな面で支障があったと思われれます。

このような場合でも、見守りキーホルダーを持っていれば、救急搬送中に地域包括支援センターに問い合わせることによって、必要な情報を得ることができます。見守りキーホルダーの普及は、突発的な場合に、医療機関に迅速に本人の情報が提供できるという利点があります。

岩出市でも高齢者見守りキーホルダー事業を導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 奥田議員ご質問の2番目、高齢者のサポートについての高齢者見守りキーホルダー事業を導入してはどうかについて、お答えをいたします。

この事業を導入している自治体があることは把握をしております。岩出市におきましては、認知症により行方不明になるおそれがある高齢者について、家族等からの申し入れにより、あらかじめ情報を登録した上で、個人ごとの番号を付したステッカーを靴に張っていただく、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を実施しております。

この事業は、事前登録した高齢者の情報を地域包括支援センターと岩出警察署で共有し、登録した高齢者が行方不明となった場合に、事業に協力していただける団体などとも連携し、早期発見を目指すものです。

岩出市におきましては、引き続き本事業を実施することで、認知症により行方不明や外出への不安のある高齢者等への支援を行ってまいりますので、現在のところ、高齢者見守りキーホルダー事業を導入する考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 今お答えいただきましたように、岩出市では、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を実施していただいておりますが、それは認知症の高齢者の方が対象です。そうではない、認知症でない高齢者が出先などで突発的な事故や急病などで必要な情報をいち早く必要とする場合、高齢者見守りキーホルダーは大いに役立つと考えます。

認知症でない高齢者への支援について、市は何か対策をお考えでしょうか、お聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

認知症の事業の対象にならない高齢者の支援についてはどうかというところがございます。外出先で倒れたり等により保護される方は、認知症の方が多いと予想されることから、岩出市のステッカーを張っている高齢者を保護したり、救急搬送等した際には、すぐに身元の確認ができるよう日ごろから事業の周知に努めるとともに、消防や医療機関等との連携を図ってまいります。

なお、高齢者、一般の方につきましては、万が一外出先で倒れたときの備えとして、ふだんから身元の確認ができるもの等を所持するように、高齢者等の集まりや介護予防教室等のあらゆる機会に啓発に努めてまいります。

以上のことから、高齢者見守りキーホルダー事業につきましては導入の考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目、小学校におけるプログラミング教育についてお伺いいたします。

ことし、3月に発表された新学習指導要領で、2020年度、来年度です、の4月から小学校でプログラミング教育が必修化されることが明示されました。既に中学校や高校の教育課程では必修になっていますが、これまで小学校では課外活動で初歩的な体験を行う程度で、原則、教育課程内では行われていませんでした。

家庭や職場など、あらゆる生活の場でITが普及し、AIも身近な存在となる中、プログラミング教育は時代に即したものと言えます。世界ではプログラミング教育の導入が進んでおり、イギリスではIT教育は1990年代から始まっています。また、ロシアでは2009年から初等教育にプログラミングの授業が導入されました。

日本は取り組みのおくれが指摘されてきただけに、来春の小学校必修化の意義は大きいと考えます。パソコンやタブレット端末などのICTを活用した授業は、児童にとってわかりやすく、学習意欲を高める可能性が高いとされます。また、学びの楽しさも広げることが期待されます。

そこでお伺いいたします。

1点目、来春から始まるプログラミング教育は、どのような力を養う目的の教育でしょうか。2018年、昨年2月、文部科学省が全国の市区町村教育委員会にプログラミング教育実施に向けた取り組み状況について調査したところ、特に取り組みをしていないとの回答が半数を超えたとのことでした。

2点目、2020年4月実施に向けた取り組みについて、岩出市ではどうなのかをお聞きいたします。

3点目、プログラミング教育にふなれな教員への実務研修などのサポートが必要と考えますが、対応についてお聞かせ願います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 奥田議員のプログラミング教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目のプログラミング教育の目的についてですが、まず、プログラミング教育が必修化された理由ですが、国の方針では、これからの世界の競争力を左右するのはIT力と言われており、欧米では、若者が労働市場に入るためにはIT力が不可欠と認識されております。現に90%以上の職業において、少なくとも基礎的なITスキルを必要としていると言われており、多くの国で学校教育のカリキュラムの一環として、プログラミング教育が導入されています。

一方、我が国では、2020年までに37万人のIT人材が不足すると言われており、今後の国際社会において、IT力をめぐる競争の激化が予想され、子供のころからIT力を育成していくことが必要とされたものであります。

そういった背景の中、プログラミング教育の狙いは、プログラミング的思考の育成、プログラミングのよさなどへの気づきやコンピュータなどを上手に利用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むことなどとされています。

2点目の2020年4月に向けた取り組みにつきましては、和歌山県では、きのくにICT教育として、2019年度から県下全ての小学校でプログラミング教育を先行実施いたします。

3点目の教員のサポートでございますが、さきの議会でもお答えしましたが、岩出市教育情報化推進計画に基づき、計画的に環境整備を進めるとともに、やはり教える側の能力・技術が必要なことから、プログラミング教育については、平成30年度から既に県内各地で小学校教員研修を実施しており、また、事前にプログラミングで制御するロボットのサンプルなどを貸与するなど、実施に向けて必要な準備を

進めているところです。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 1点だけお聞かせ願います。

プログラミングという学習課目がふえたり、プログラミング技術自体を学ぶものではないと聞いています。どの教科で、年間どの程度学習するのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 再質問についてお答えいたします。

まず、どの教科で学習するのかということですが、中学校のように技術科でというのではなく、各教科や総合的な学習の時間などで取り組みます。

あと1点、年間の学習時間数ですけれども、5・6年生では、各学年で18時間のカリキュラムでプログラミング教育に取り組みます。そのうちプログラミング体験に8時間取り組むことになっております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告5番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この3月議会では、公民館についてと、自衛官募集に関する依頼関係と個人情報保護との点についての質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、公民館について質問を行います。

岩出市においては、岩出地区公民館や根来地区公民館を初め公民館と名前がついている場所が8カ所、これ以外に住民が利用できる場所として、サンホールやコミュニティセンターが2カ所あります。

公民館ができた経緯については、戦後の荒廃し、混乱した社会状況の中で、新しい日本を築き上げるには教育の力が必要であり、その1つの核として公民館の設置が提唱され、郷土再建の拠点としようとするところから始まりました。戦後の混乱

状況のもとで、文部省の社会教育課長が打ち出した寺中構想とも呼ばれている公民館の建設、新しい町村の文化施設というものがもともになっています。

そして、昭和24年6月には公民館を規定した社会教育法が制定され、法的整備が図られました。その第5章、公民館に多くの条文を費やして、公民館の目的、設置者、事業、運営方針、基準、職員、公民館運営審議会など、詳細に明示されています。特に第20条には、公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とうたっています。

公民館は、単なる貸し館的な施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であるということを示しています。また、その運営は、地域の人々の生活に根差して、地域住民が主人公となって行われるべきとされており、その意味では、住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設とも言えます。

今回の質問では、このことを踏まえ、以下4つの点をお聞きをしたいと思います。

1点目は、公民館の利用、使用料ですね、利用料についてであります。

橋本市では、会議室兼大研修室、午前9時から12時まで1,139円、午後1時から5時も1,139円、午後6時から10時では1,732円。海南市では、大会議室、午前8時30分から12時で2,590円、1時から5時、2,590円、5時から9時30分も2,590円。これに対して、岩出市では、大会議室、9時から12時、4,320円、12時から午後5時、7,560円、午後5時から9時で8,640円、和室会議室でも、それぞれの時間で2,160円、3,240円、4,320円です。

岩出市教育委員会として、こういう公民館の利用料、高いという認識はあるのでしょうか。自治体として、利用料の引き下げを行うべきと考えます。

2点目は、冷暖房使用時には、今言ったこの利用料、これをさらに1.2倍を徴収することになっている。こういう規定は、私は見直して、他の市のように別料金設定、冷暖房使用時には別料金の利用をとっていると、こういうふうに改めるべきだと私は思うんです。

3点目として、根来公民館を初めとして、午前中閉館の公民館という部分が岩出市には多々あります。本来の公民館の役割を果たす上でも、開館できるよう努力をすべきではないのでしょうか。最初に私が言った公民館の、まさに法的整備の中身、これを考えていく上でも、本来、午前中もやはり公民館はあけていく、これが必要

ではないのでしょうか。そもそも岩出市として午前中の開館をしない、こういうことを行っている理由は、どうしてなのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目として、この間、この公民館の机や椅子、こういう部分なんかも改善、これを私はこの間求めてまいりましたが、当局として、傷んでいるものから順次改善をしていくんだという答弁がされました。そして、既に幾つかの公民館の中では、こういった新しい使いやすい椅子や机、こういうものによって変わってきているところもございます。しかしながら、まだまだ公民館の中でも旧式の折り畳み式の椅子ですね、こういう公民館もまだ残っていますが、教育委員会として、今後のこういう公民館の椅子、机、こういうものをどのようにして改善を進めていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

以上4点の点について、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の公民館について、お答えをいたします。

1点目、利用料の引き下げについてでございますが、公共施設を設置して維持管理していくための経費が必要となります。施設を利用される方、されない方がおり、利用者の方が応分の負担をすることにより公平性が図られることとなりますので、受益者負担の考え方をもちいて利用料金をいただいているところでございます。

利用料金の設定につきましては、どこまでを利用者負担として、どこまでを税負担とするかのバランスや自治体ごとの財政状況の違いもあり、一概に他の自治体と比較して、安い、高いと判断することは難しいこととあります。現段階において、利用料の引き下げについて検討はしてございません。

2点目、冷暖房料についてでございますが、これにつきましては使用申請書類の提出時に使用するかしないかの項目をしてございます。使用しない場合は室の利用料のみの設定となっております。

3点目につきましては、現在、午前中の貸し館を受け付けているのは、中央公民館、岩出地区公民館、上岩出地区公民館の3館となっております。午前の利用の希望があった場合は、この3館を案内してございます。3館の貸し出し件数のうち、午前中の利用件数は3割から4割、午後から夜にかけての利用が、それ以外、半数以上を占めてございますので、現状での開館で対応できると考えてございます。

4点目につきましては、修繕できるものは修繕し、修繕できないものについては廃棄をしております。机につきましては、毎年、折り畳み机を購入しておりました

が、近年はキャスターつきの机を購入して、各公民館に設置してございます。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この公民館に関しては、非常につめたい答弁だなというふうに、本当に思わざるを得ないと思うんですね。利用料についても応分の負担が必要だと。財政状況の違いがあるんだと。本当に残念です。

今、冷暖房の関係なんかも言われました。実際暑いときとか寒いとき、これ利用するときには、冷暖房を使用する場合、先ほども言いましたけれども、あの金額の1.2倍になるんですね。午前中借りた場合は5,180円、午後1時から5時で9,070円、午後5時から9時では1万360円、それに消費税がかかると思うんです。応分の負担をしてもらうんだというんですけれども、本当にこれで地域住民の皆さんの役に立っていく、そういう公民館だと。岩出市としてその役割を果たしている、そういうふうに私は思っているとしたら、これはぜひ考え直していただきたいと思うんですね。

実際には、この岩出市、今後、長期計画なんかもつくっていく、そういうことが行われていますけれども、本当にそういう意味でいうと、この岩出市がますます発展していく。その上でも公民館という点の利用料だけでも、やっぱり大きな私は課題がある、変えていかなきゃいけないというふうに、私は本当に思うんです。そういう点では、改めてこういった冷暖房使用時、この金額が高いか高くないのか。高いか高くないのか、この点だけでも私は答えていただきたいと思います。

そして、先ほど午前中の開館というのは、十分事足りているんだということも言われました。そもそも岩出市として、事足りているというふうに考えるのは、どういう理由なのかという点を聞きたいと思うんですね。

本来、公民館として、条例の中でも午前9時から借りられる。国の言っている部分の中でも、本来の公民館の役割、これを果たしていく、そういう責任もあると思うんですね。そんな点で、なぜ午前中、岩出市は開館しないのか、その理由についてお聞きをしたいと思うんです。

募集しても管理人のなり手がいないのか。そもそも募集をしていないのか。閉館しているそういうところが何館もあるんだけれども、そもそも募集する気すらないのか。今後、こういう国からの指針に対して、公民館の午前中開館に向けてどう取り組むつもりなのか、この点もお聞きをしたいと思います。

もう1点は、今、椅子なんかも新しく変えられているところもあります。そんな

中で、公民館の、特に大会議室ですね、旧の椅子、机なんかも積み上げてやっているとところもあるので、そういうところは改装というんですか、壁なんかもかなり傷んでいるところもたくさん出てきている。今後、あわせて同時に改装していく必要なんかもあろうかと思うんですが、こういう点、室内の改装という点については、岩出市としてはどのように考えておられるのか、この点を再度お聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

現在の利用料が適正かどうかという、どう考えているんだということでございますが、まず1点申し上げておきますのは、岩出市では、公共施設使用料の減免対象の団体登録要綱、これを平成21年度に制定をしてございまして、登録を行い、公民館などの利用における使用料を減免をしてございます。

しかしながら、施設の運営を行っていくためには、光熱水費や修繕費あるいは臨時職員を雇用する必要もあり、歳入財源確保するためにも、受益者負担としての現在の料金設定は適正であると考えております。

さらに言いますと、消費税10%に増税されるということもございまして。公民館を維持管理していく上での歳出も増加することが見込まれますので、利用料金の再検討も必要かなというふうに考えてございます。

それから、午前中に開館することにつきましては、先ほど、3館開館しているということでお答えをいたしました。午前から夜まで開館するとなりますと、管理人が2名必要となります。この3館につきましては、2名体制として運営をしているところで、午後からの開館の公民館については1名で対応していると、こういうことでございます。

そういうことから、全て朝から開館するとなりますと、臨時職員の雇用人数をふやしての対応等々、いろいろと経費の支出、賃金も含めて、それに伴う経費の支出が増額ということになってまいります。効率的・効果的な運営を目指す、これも1つの課題であると考えてございますので、現在の午前中の利用実績から見ますと、当面は現在のままで運営できるというふうに考えてございます。

それから、公民館の壁等のお話が出ましたが、これにつきましては、運営上、必要性があれば改修、取り組んでまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私は、今の教育委員会に、地域住民に、また市民の生活向上と、こういう部分の本来の国が示している公民館の役割、こういう部分については、福山議員でしたかね、健康づくり計画という部分の中で、当局からもいろいろ言われて、その中では、健康づくり施策として、アンケートなんかなどの分析なんかもされて、若い世代の対策なんかが必要だというような認識があるんだということなんかも言われました。

こういう点においては、やはり教育委員会としても、市民の健康を考えていく。公民館事業、こういう部分なんかに、やっぱり他の部局とも積極的に提携をする、いろんなことを考えて取り組んでいく。こういう公民館をさらに活用していく。こういう取り組みなんかが、やはり今、岩出市に求められていると思うんですね。

だから、そういうことをやっていくということをするれば、当然、午前中からの開館なんかも、もっともっと積極的に行って、事業を展開していく、それが岩出市の発展につながっていくのではないのでしょうか。

そういう点では、今、管理人さんの体制が大変なんだという、こういう理由だけじゃなしに、積極的に、やはり全ての公民館を地域の住民の皆さんと一緒に、生活を改善していくための事業なんかも、教育委員会としても積極的に取り組んでいく、こういうことが今求められているんじゃないのでしょうか。

こういう点では、さらに他の部局と協力してやっていくというようなことなんかは、市として考えていないのでしょうか。

そして、椅子の点なんですけど、最終的には、市として、全ての公民館に新しい椅子なんかも、やっぱり導入していく。これは早くしていくべきじゃないのかなというふうに思うんです。そういう点では、ちなみに、今、岩出市が使っているような旧式の椅子とか机、これなんかも、気持ちはわかるんですよ、最大限使える、使っていくということは大事だと思うんですが、やはり今の時代を見ても、近隣の自治体でそういうふうなところを使っているところは余りないと思うんです。

そういう点では、やはり早急に、岩出市としても改善していくというふうに思うんですが、この点については、最終的にはいつぐらいをめどに改善していくという、そういうふうに市としては考えておられるのかという、この点だけちょっとお聞きをしたいと。この2点だけお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、利用料の件ですけど、現状、利用していただいているのが、減免団体が約9割以上ということでございます。これお答えしておきます。

それから、公民館事業で、現行等々を含めて、いろいろな事業を展開してはどうかというお話でございましたが、公民館教室等のほうで、もう既に太極拳であったり、いろいろとそういう健康を目的とした事業、これも教育委員会だけではなくて、市当局と連携しながらやっているところでございます。

それから、机等の物の改善ということですけど、今、1回目にお答えいたしましたとおり、修繕できるものは修繕いたします。修繕できないものについては、先ほど申しましたように、最近は一キャスト付きの移動しやすい机、こういうものを購入してございます。

それから、ちょっと数字でお答えいたしますと、平成27年度までには各地区公民館で110台、平成28年度からキャスト付きの机をそれぞれ5台から10台ずつ入れてございます。今後もそういう机等の状況を見ながら、5台から10台ずつを各公民館に配置していきたいなど。いつまでという質問がございましたけども、これは古い物は壊れていきますので、いつまでということでは考えてはございません。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供について、質問をします。

この質問をするに当たり、今、安倍内閣が進めようとしている政治に対して、大きな危惧を感じています。歴代政府が守ってきた武器輸出三原則の撤廃、武器の輸出推進政策、国内軍需産業強化・育成するため、大学や研究機関と連携して、国の進める軍事施策に協力する体制の強化、秘密保護法・共謀罪法などを成立させ、集団的自衛権行使容認の閣議決定、沖縄の辺野古沖への新基地建設の強行、墜落事故を何度も繰り返している危険なオスプレイの全国展開、F35戦闘機などの大量購入、自衛隊の空母化などが進められています。

さらに、安倍首相は、憲法9条をも変え、アメリカと一緒に戦争できる国に変えようとしています。国民に知られたくない重要なことは、次々と機密指定にし、国民のあずかり知らぬところで海外で戦争を始める準備をどんどん進めようとしているのが日本の政治です。まさに、第二次大戦前の状況に似てきているのではないかと

と感じられるのです。

このような状況下の中で、自衛隊からの依頼において、岩出市民の情報を提供させようとしているのです。安倍首相は、新規の隊員募集に対して、都道府県の6割以上が協力を拒否している悲しい実態がある。憲法にしっかり自衛隊を明記して、違憲論争に終止符を打とうではないかなどと発言し、国会内外で波紋を呼んでいます。

この点に対して、私は、以下5点について質問をしたいと思います。

まず第1点目として、昨年5月15日付で防衛大臣から出されている自衛官募集等の推進依頼について、岩出市の提供している内容はどのようなものなのか、情報提供の中身をお聞きをします。

2点目として、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令120条について、岩出市の解釈として、これをどのように受けとめているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

3点目として、現在、和歌山県内において、この依頼における連携状況では、抽出閲覧が22自治体、紙媒体での提供が8自治体となっており、岩出市では抽出閲覧対応としていますが、その理由はどのようにしてなのかをお聞きをしたいと思います。

4点目として、岩出中学校、また第二中学校の中学校の卒業生において、自衛隊を将来の進路として選んだ者はあるのかどうか、この点については教育委員会にお聞きをしたいと思います。

5点目として、この自衛隊からの依頼については、言うまでもなく、個人情報を提供していくこととなります。個人情報保護審査会において、自衛隊からの情報提供の依頼について、この審査会において議論はされてきたのか、このことについて、まず最初にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の2番目、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供について、お答えをいたします。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わっており、自衛隊の活動の重要性はより一層大きくなってきています。このように、国防、災害、救助といった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するため、自衛隊法第97条では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところによ

り、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと定められており、地域の情報を的確に把握できる都道府県や市町村がその事務を担う必要はあると考えております。

また、自衛隊法施行令第120条は、「防衛大臣は、自衛官の募集に際し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められているものであります。

岩出市では、自衛官募集に関しましては、住民基本台帳法に基づく閲覧依頼を受け、対応をしております。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁させます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の2番目、自衛官募集等の推進依頼及び個人情報提供についての1点目、自衛官募集等の推進依頼における岩出市の提供している内容はのご質問にお答えいたします。

岩出市では提供はしておりません。閲覧請求があり、住民基本台帳法第11条第1項に基づき、氏名、住所、生年月日、性別の4情報の閲覧を実施しております。

続きまして、3点目、依頼における連携状況では、抽出閲覧としているが、その理由はについてお答えいたします。

必要以上の情報閲覧とならないよう情報漏えいに配慮し、抽出閲覧としております。

続きまして、5点目の個人情報保護審査会において、自衛隊からの情報提供の依頼について議論はされてきたのかについてお答えいたします。

本市におきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、住民基本台帳法に基づく閲覧依頼を受け対応しているところであり、個人情報保護審査会において議論はしておりません。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 4点目の中学校の卒業生ということでお答えをいたします。

平成30年度の卒業生で自衛隊を進路にした生徒はございません。

○田畑議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただきました。岩出市の行っている抽出している、提供している情報ですね、この部分については、自衛隊のほうから、対象年齢というんですか、それについてはどのような形でされているのか。1年なのか、3年、4年とい

うような、そういう部分が対象年齢としてされているのかという点、これもちょっとお聞きをしたいと思うんです。

そして、そういう資料そのもの自身を提供しているとすれば、それができる根拠、その根拠はどこにあるのかをお聞きをしたいと思うんです。

先ほど住民基本台帳法に基づいてというふうに言われました。この点については、岩出市の個人情報保護条例との関係でいうと、他の制度との調整という形で、第26条に当たると思うんですが、実際に市として根拠ですね、その根拠については、それができる根拠、これについて再度お聞きをしたいと思います。

同時に、この自衛隊からの依頼、これは最初にも言いましたけれども、実際には個人の情報の提供を求めているわけです。個人が知らないうちに勝手に情報提供されることはあってはなりません。自衛隊法施行令による資料の提出規定、先ほど市長からも言われました。第120条で、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」とされているだけなのです。

そもそも自治体が応じるか応じないかは、自治体の判断に任されているものです。個人情報の保護という点では、まさに慎重な対応が求められますので、その根拠について、どこにあるのかという点、お聞きをしたいと思います。

それと、個人情報の保護審査会における審査という部分については議論をしていないということを言われました。この個人情報保護審査会における部分の中においては、岩出市の例規集、情報公開、個人情報保護審査会という部分の中においても、実施機関からの独立性と公平性を確保するため設置された第三者機関と明記されています。

今回の自衛隊からの依頼、これを実施するのは岩出市です。この実施機関である岩出市に対して依頼が来ているわけですから、独立性という点でもこの審査会で議論を行うべきではないのでしょうか。この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目は、自衛隊の募集、事務所からの閲覧要請があった住民の範囲ということであったかと思えます。対象年齢につきましては、高校の卒業年齢18歳になる方、それと中学の卒業年齢15歳になる方、そういう方について閲覧の申請がござ

いました。

続きまして、その根拠についてというご質問であったかと思いますが、住民基本台帳法第11条第1項で、「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項に係る部分の写しを当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。」となっておりますので、法令に定める事務ということで、自衛隊の募集の事務についての法令というのは、先ほど市長からもお話がありましたが、自衛隊法第97条等の規定に基づいて請求がされているものであり、これを根拠に行われているものでございます。

それと、3点目、個人情報保護審査会における審議についてということですが、先ほど申しましたように、これはあくまで住民基本台帳法の第11条第1項に基づく閲覧申請を受けて閲覧を許しているものであり、情報提供というのは、現在、岩出市では行っておりませんので、そういった個人情報保護審査会に係るといような案件ではないと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えをいただいたのは、自衛隊法等に関して、市としては、根拠としてしているんだと言われました。それではお聞きをしますが、この岩出市の個人情報保護条例、この保護条例の第7条の2項、ここには7つの項目というのが出ています。

1つは、本人の同意があるとき。

2点目として、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。

3点目として、出版、報道等により公にされているとき。

4点目として、人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

5点目として、他の実施機関から個人情報を収集しようとする場合において、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

6点目に、国、他の地方公共団体その他の公共的団体(以下「国等」という。)から個人情報を収集しようとする場合において、当該個人情報を収集することが事務事業の性質上やむを得ないと認められ、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

こういう規定がされています。

まさに、こういう点においても、個人の権利・利益、これを守っていかなければいけないわけですね。個人の了解なしに情報提供があってはなりません。民主主義のルールにも反するものです。個人の権利・利益を不当に害しているかどうかを判断する、そういう必要があるからです。

今、岩出市の行っている対応は、住民基本台帳に基づいて、先ほど、高校18歳、また15歳の皆さんの情報、これは全て提供されているわけですね、閲覧されているわけですね。

京都市では、この自衛隊の依頼に関して、個人情報を提供してよいかということを探ねて、了解した方だけを名簿として提供している。自衛隊の方に、こういう対象年齢の方に対して、自衛隊の方に、あなたの情報なんかを見せていいですかということを探ねているわけなんですね。そして、対応しています。全体で、京都市では約2万8,000人、対象者があるとのことですが、そのうち5,000人ぐらいの方が情報提供を拒否している。そして、一人一人に対して了解を得て、了解をした方だけの名簿を自衛隊に提供を行っています。

民主主義においては、これが本来の姿ではないでしょうか。岩出市でも個人ごとに情報提供を行ってもよいか、これを聞いた上で対応するべきだと考えます。今、政府によって、日本は戦争への道に進められる。協力させられる。危険が高まってきている。こういう点も私は述べておきたいと思うんです。

現在、防衛大学校に進んだ人でも自衛隊に入らない人も多くなっています。同時に、自衛隊を退職する、こういう人もふえ始めています。集団的自衛権行使の閣議決定、海外における武力行使の解禁、他国軍への後方支援拡大を含む安保法制の制定、朝鮮半島情勢をめぐる米軍防護の廃止、安倍政権下で始まった自衛隊の軍隊化が自衛隊の退職者の増加につながっていると考えられないでしょうか。

将来的に、徴兵制まで進みかねない危険な情勢になりつつあることを私は念頭に置くべきだと思うんです。少なくとも自衛隊からの依頼における情報公開においては、少なくとも民主主義の原点である個人情報開示の了解をした人だけの情報、これを提供することが岩出市に求められているのではないのでしょうか。

このことを最後に当局にお伺いをして、質問を終わります。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、自衛隊募集に関する情報提供ということでの再度のご質問でありましたが、情報提供は、今現時点で、岩出市としては行っておりません。あくまで閲覧の請求があり、それに基づいて対応しております。一般的に、閲覧とは、図書や書類を調べ読むことであり、提供とは、差し出して相手の用の供するということでありますので、閲覧と提供は意味が違うと思います。現時点では、岩出市においては閲覧での対応を行っているところです。

それと、個人情報保護条例の第7条の情報収集の制限の条文が先ほどの質疑の中でありましたが、岩出市の個人情報保護条例は、第7条、情報の収集の制限、それと、第8条で、利用及び提供の制限がございますが、ただし書きで、該当する場合はこの限りではないということで、各項目があります。

それで、先ほどおっしゃられた中では、法令または条例の規定に基づくときということで、法令等の規定に基づくときは、この利用及び提供の制限とかはかからないというふうになってございます。

ただ、これは住民基本台帳法に基づく閲覧でございますので、そもそも個人情報保護条例の適用ということはないと考えてございます。

さらに、これは総務省から自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行についてということで、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第102条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができることと解されていますという地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言がされております。

なお、お話にありました京都市のような対応は、現在のところ、本市においては行ってございません。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○田畑議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、高齢者に補聴器購入助成についてであります。

難聴者には、軽度難聴、中度難聴、また重度難聴の大まかに3つの聴力レベルとなっています。軽度難聴者は、文字どおり日常生活にほとんど影響がありません。中度難聴者は、日常生活には支障があるけれども、重度とは違って補聴器がなくても生活ができなくもないという状態です。重度難聴者は、重度の難聴のため生活に支障を来します。重度難聴者の方には、身体障害者手帳が交付され、補聴器購入費用の助成を受けることができます。

耳の聞こえは加齢によって周波数の高い音から悪くなります。聴覚障害は、一部の限られた人の問題ではなく、70歳以上の2人に1人が持つ深刻な問題です。難聴者の多くは感音性難聴であり、これは老人性難聴でもあります。

近年、老人性難聴の増加が深刻化してきており、耳が悪くなったかなと実感するのは40から50デシベルの中程度の聴力ですので、身体障害者手帳を所持するまではありませんが、難聴者と同じような社会的な困難事例が見られています。

日常生活の中では、さまざまところで音が使われており、電話の着信、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、玄関のチャイムなど、家の中を見渡しても音で知らせてくれるものは数多くあります。またカーナビや病院などでも音声での案内が中心となっています。テレビの音声聞き取れない、電話のベルが聞こえない、玄関先に人が来ていてもわからないなどの支障を来し、難聴の程度によりますが、難聴が進むにつれて、以前は聞こえていた音が聞こえづらくなり、日常生活が不便になってしまうということです。

また、危険を知らせるサインとしても音は使われています。自動車のクラクション、自転車のベル、火災報知機など、これらの音はとても大きな音ですので、難聴が余り進行していない限り、気がつくことができます。

しかし、日常生活の中では、意識せずに音で危険を察知している場面があります。例えば、狭い道で背後から自動車や自転車が迫ってきたとき、健常者であれば気配で気がつき避けることができます。これは自動車や自転車が走る音を捉えているからです。対して難聴者の場合、背後から迫ってくる音に気がつかず、接触してしまったり、事故につながってしまったりする可能性もふえてまいります。

聞こえが悪くなることによる問題は、日常生活が不便になったり、危険に気がつ

かなくなったりなど、聞こえないことで直接起こる問題にとどまらず、実は聞こえが悪くなることは、対人関係や心身状態にも影響を及ぼしてしまう可能性があるとして専門家からも指摘がされています。

難聴になることで、周りとの会話のキャッチボールが難しくなり、人とのコミュニケーションの機会も次第に減っていきます。人とのコミュニケーションが減少し、孤立、いら立ちや落ち込みなどの感情が発生、負の感情が大きくなり、さらにコミュニケーションは減少という悪循環が生まれてしまう可能性があると、このように言われています。

また、難聴があると、抑鬱傾向が出ることもわかってきています。2014年にアメリカで1万8,000人を対象にした調査で、正常な聞こえでは5%の人に抑鬱傾向があるのに対し、難聴の人では11%の人で抑鬱傾向が認められたとの報告、最近のアメリカの報告では、認知症のない難聴の人639人を11年経過してから再調査をしたところ、58名に認知症が見られ、軽度難聴で約2倍、中程度難聴では約3倍、高度難聴では5倍、認知症になる確率が高いことも報告されています。

難聴の人が認知症になりやすい理由は、さまざまな説があるとされておりますが、脳が聞くことに多くの能力を費やしてしまい、脳への負担が大きくなるため、音や人の声が聞き取りづらくなることで人とのコミュニケーションが減るため、これらが組み合わさることで、認知力の低下につながると言われています。つまり難聴であることが直接の原因ではなく、難聴により人との交流が少なくなることが、認知症になる可能性を高めてしまうということです。

全国で、少なく見て約600万人、高齢化が進む中、今後さらにふえることは確実です。難聴による社会的・家庭的孤立、引きこもり、そして認知症につながることも心配されますが、まず岩出市内の高齢者の実態調査等で見られる聴力の現状について、お聞きをいたします。

2つ目は、特定健康診査等や後期高齢者健康診査の項目に聴力検査を入れるよう国に働きかけるとともに、市として、65歳以上の健康診断、聴力検査を加える考えについてお聞きをいたします。

3つ目は、日本において補聴器の価格は、片耳当たり、おおむね3万円から20万円であり、特に感音性難聴では、波長に合わせて調整が必要で、どうしても高くなります。日本の難聴者率は欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低くなっています。その一因が補聴器の高価なことにあると思います。欧米では、補聴器購入に対し、公的補助制度があり、日本でも一部の自治体等で高

齢者の補聴器購入に対し補助を行っているところも見られてきました。

市でも高齢者への補聴器購入助成への取り組みを求めますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目について、お答えをいたします。

まず1点目、高齢者の実態調査等で見える聴力の現状はについてでございますが、高齢者の実態調査で、直接的に聴力についての調査はしておりません。第7期介護保険事業計画策定に当たり、高齢者の生活状況等についてのアンケート調査を実施いたしました。この調査の中で、外出を控えている方のうち、その理由として、聞こえの問題など耳の障害と答えた方が、一般の高齢者では134人中7人、5.2%、要支援認定者では363人中46人、12.7%であるという結果が出ております。

次に2点目、特定健康診査等の項目に聴力検査を入れるよう国に働きかけるとともに、市として65歳以上の健康診断に聴力検査を加える考えはにつきましては、特定健康診査は生活習慣病に関する健康診査であり、健診の項目は国の実施基準に定められておりますので、市におきましても、国の基準により特定健康診査を実施しているところであり、国に対して聴力検査を追加するよう働きかける考えはなく、今後も現行どおり実施してまいりたいと考えております。

また、後期高齢者医療の健康診査は、特定健康診査の検査項目とほぼ同様の内容で、生活習慣病等の重症化予防、健康意識の向上などを目的に、和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施しているものでありますが、聴力検査を健診項目に追加する予定はないと聞いております。

続いて、3点目の高齢者への補聴器購入助成につきましては、身体障害者手帳をお持ちで、要件に該当する方に対する補聴器の費用の支給は行っておりますが、今のところ、高齢者の方、一般に対する助成の考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、私がなぜこの問題を取り上げたか。市民の方に難聴で人とのコミュニケーションがうまく図れずに悩んでおられる方が多くいたからです。人との集まりでは、みんなの言っていることが聞き取れず、会話に入れないと孤独を感じた方、必ず1回で聞き取ることができないため、何度も聞き返すことに申しわけを感じ、人との接触を避ける方、市のさまざまな講演会などに参加したくて、行きたく

ても内容を聞き取れず諦めている方、体は健康で元気であるにもかかわらず、難聴のためストレスを感じている方々がたくさんおられる。これを周りの人たちも何とかできないかという、そういうご相談がかなりたくさんございます。

高齢者の難聴、つまり老人性難聴は、聞こえないから不便だというだけの問題ではないと感じたからです。だからこそ現状はどうなっているのかを市がまずつかんでいるのかをお聞きいたしました。

介護の7期に対するアンケート調査等々はやっておられて、数字的には出ました。しかし、介護だけではなく、私は、高齢者全体でやはり調査を行うべきだと考えています。

現状を知らなければどんな対策を立てればよいか、どういった援助が必要かなど、考えられないからです。現状をしっかりとつかむ必要があると考えますので、高齢者を対象とした調査など、やはり聞こえに対する項目をしっかりと設け、調査をするべきではないか。例えば、聞こえ方によって、現在どうなのかという点と、それによる障害は何なのか。例えば、今、会話に入れないとといった困難が起こってきているとか、そうした集まりに行くのがためらっているとか、そういうものも含めて、しっかりと調査をする必要があるのではないかという形を考えていますので、これに対して、もう一遍の答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、厚生労働省が、平成27年1月に、関係11府省庁と共同で、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を策定しています。この新オレンジプランの中でも認知症の危険因子として、加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴の7つを上げています。国も認知症の原因の1つとして、難聴があると考えています。

このことから考えれば、国にしっかりと要望を上げることができると思います。先ほどは国に働きかける予定は考えていないというふうに申しましたが、しかし、このオレンジプラン等々でも位置づけられていることを考えれば、国に意見を上げることができると思うので、それについてどのようにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

そして、健康診査の項目、もちろん国の基準でやっているんで、岩出市については独自でやる必要がないというふうにお考えになっている、このようにご答弁をされました。しかしながら、実際に介護の問題に当たっては、パートナーがいる方々にとっては、ふだんから会話する機会が捉えられたり、コミュニケーションをとれるんです。ところが、パートナーが、実際にいなくなったときに、初めて人との接

することに戸惑いを感じたり、耳が聞こえないことによって表に出ていけない。引きこもりになるというところがふえてきています。

そうした意味からも、しっかりそれにつなげる何らかの対策、また自分自身がその認識を深めるためにも、健康診査を用いてしっかりとこれについて自覚ができるように、また、市としても捉えることができるように、この項目を入れることを求めたいと思います。

国に老人性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を私は創設するよう働きかけることもできるのではないかと、このように考えています。

それについて、国に意見を上げるその必要が私はあると考えますが、市はどのようにお考えになるでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

先ほど、市では補助を考えていないと答弁がありました。補聴器のさらなる普及で、高齢者になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えています。この点から、再度ご答弁を求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

まず、高齢者の聴力についての実態調査を行っていくべきではないかというご質問であったかと思いますが、先ほどご答弁させていただきましたが、第7期の介護保険事業計画を策定する上で、この調査は高齢者から抽出して、一般の高齢者あるいは要支援の認定を受けられている方、要介護認定を受けられている方、そのような方々から一定程度の数を抽出して調査を行った結果というところがございます。そういう意味では、高齢者の調査に対する実態調査というふうに捉えております。

また、次年度以降、第8期の介護保険の計画を立てていく上で、いろんな調査等を行っていくこととしておりますので、その必要性については、その場で検討していくことになろうかと思っております。

それから、国への要望についてというところがございます。健康診査に関しましては、先ほど申し上げましたように、生活習慣病の早期発見、予防、健康意識の向上という目的で実施をしておるというところがございますので、その部分については、先ほど申し上げましたとおり、聴力検査を要望していくというような考えはございません。

それから、特定健康診査の中で、今申し上げましたように、国の基準に基づいて

実施はしていくというところがございますけども、実際、聴覚のことに关しましては、特定健康診査において、医師による問診というような機会もございます。そういう中で、問診というのは、お医者さんと対象者の方のやりとりということになるんですけども、そういう中で、ちょっと聞こえ方というような場合は、医師の判断によって耳鼻科への受診を進める場合もあるのではないかと考えておるところです。

それから、他市町村で補聴器の助成をやっている自治体もあるということでおっしゃっておられました。我々も埼玉県朝霞市あるいは幾つかの自治体で助成を実施しておるところは把握をしておるところでございますけども、我々としては、先ほど高齢者の引きこもり、高齢者が家へ引きこもってしまっただけという、そういう視点からの懸念ということでおっしゃっておられる部分もあると思います。外出に支障を生じる原因というのがほかにもございます。最も多かったのは足腰への不安を訴える方、これが外出を控えている方のアンケートのうち半分は足腰の不安を訴えている方ということで、我々としては、まず高齢になっても元気で健康に暮らしていただけるよう、そもそも介護予防の推進であるとか、健康に対する意識の向上、こういうところを総合的にはやっていくということで考えていきたいと思いますが、他市町村の状況とか、そのあたりに関しましては、情報収集とか調査研究、怠りなくやっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 調査に関しては、ぜひ第8期で、その必要性を含めて検討していくということですが、私はしっかりと、その中でも結構でございます。やっぱり実態を調査した中で、しっかり市が把握する。それによって、例えば、何が市としてできるのか、どういった施策が組めるのか、また、どういった対策を打っていかないといけないのかというのがはっきりと見えてくると思うんです。そういう中には、8期でも結構でございます。調査を行うに当たっては、しっかりと聞こえに対する調査等も含めて考えていっていただきたいと思います。

認知症の関係で、私ちょっとお聞きをしたんですけど、外出には足腰の不安が多いというのがあります。ただ、難聴の方でも、結局、体は元気、どこにでも行ける。ただ、会話が成り立たなかったり、相手に何度も聞き返したり、やっぱり多くの人たちの間に入っていても、会話が聞き取れないことによってコミュニケーション

がとれない。だから、外出を控えるんだという方がいらっしゃるということなんです。そこをどうするか。パートナーがいらっしゃる場合は、まだコミュニケーションがとれるからいいんです。

例えば、ひとり暮らしになった方々なんかだったら、本当に孤立して、家に引きこもったままになりますよ。そういったことはないように、何が対策として打てるのか。このことを福祉として、私は岩出市としても考えていかなければならないのではないかとこのように思っています。

先ほど、市のほうからも事前に自治体でやっておられる例も出しながら言ってくれたと思うんです。私ももちろん調べています。各自治体がやっている助成制度、各自治体によって、もちろんさまざまな条件をつけてやられているところも、かなり多いんです。例えば、年齢だったり、所得だったり、例えば、ひとり暮らしだったり、それはあわせて何を含んでいるかといったら、高齢者全体で、それは該当すれば、たくさんの方々がこの補助を受けるとなったら、財政的にどうなのかという点もあります。

だから、低所得者だったり、その条件をそれぞれの自治体が考えながら、自分たちの自治体に合った方策で助成をしているという点です。こうしたところが出てきているということを考えたら、岩出市でもできないという選択肢はないということなんです。どうやったらできるかというのも踏まえて、私は考えていく必要があるのではないかと思います。

医療、保健、福祉の連携で、支援する仕組みがやっぱり整っていかなければならないのではないかと。具体的には、聴力検査など、さっきから検査はしないというふうに言われていますが、聴力の管理、みずからの聞こえない範囲を体で把握し、他者とのコミュニケーションについて考えるなどの訓練の場が必要ではないかと思っています。自身の聞こえを振り返る場にもなると考えます。

難聴者、また途中で耳が聞こえなくなった方、安心できる仕組みづくり、難聴者の社会参加を総合的に支援するシステムの構築、そういう支援が市として考えられないものでしょうか、今後の福祉対策に対するお考えをお聞かせ願いたいと思います。

国については、しっかりと私は働きかけは必要ではないかと。他県のところでも国に対してしっかりと意見書を上げるような対策もしております。岩出市としても、国に対してそうした意見をしっかりと上げていく必要があると思いますが、その辺について、再度お答えを求めたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

実態調査について、実態調査をすることで、現状がはっきり見えてくる、対策につながっていくのではないかというふうなお話であったかと思えます。

先ほども申しあげましたように、実態調査、これに特定した実態調査ではございませんが、介護保険の事業計画を立てていく上の調査で見えてきたところといいますと、やはり外出を控えている理由の中には、足腰の不安やそういう部分を訴える方が多い。我々としては、その中で、先ほど申しあげましたような、そもそもの対策としては、介護予防とか健康に関する部門、それから、なかなか遠くへは活動しに行きにくいという方も多いのかというふうにも感じますので、近くで活動している団体やサークルの紹介、情報提供ということで、今回、今年度、情報マップの作成であるとか、そのような部分の中で支援をしておるところです。

それから、その中で聞こえの振り返りというところでも、確かにお家へこもってしまいますと、なかなかそういう部分も自分ではわからへんというようなところもございます。そういうところの、やはりいろんな活動に積極的に参加していただく中で、やっぱりちょっと聞こえるのは難しいかなという部分も気づく部分もあろうかと思えますので、やはり外へできるだけ出ていっていただけるような、いろんな環境づくりというのをやっていきたいと考えております。

それから、認知症の対策からもというところでございます。聞こえにくいということでストレスになって、人との交流を避けるというところから閉じこもりの原因あるいは認知症につながっていくというところもあるだろうというふうには考えております。

市としましても、聞こえにくい方への配慮が大事であるというふうにも考えますので、認知症のサポーターの養成講座であるとか、そのようないろんな機会のある方に、高齢者の聞こえの問題も含めて、いろんな部分での高齢者への配慮について、意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

国への助成に対する要望というところでございます。耳の聞こえの問題、高齢になりますと、いろんな身体的な問題はさまざま出てきます。その中で外出に支障を生じる原因、そこから認知症につながる原因というのは、先ほど申しあげました足腰であるとか、目の問題もそうですし、いろんな加齢に伴って、さまざまところで身体的な影響が出てきます。そういう中で総合的にいろんな部分で考えていかな

ければならないと考えるので、聴力に関して、特定して、国へ助成の要望とか、そういう部分というのを上げていくという考えはございません。

以上です。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　LGBTの理解と支援、人権教育についてであります。

近年、性的少数者、性的マイノリティという言葉聞く機会がふえてきました。恋愛の対象者が同性に向く人や性同一性障害など、体の性と心の性が食い違う人をはじめ自分の性別に違和感を覚える人のことです。

同性を好きになることに対しては、根強い偏見や差別意識があり、また、体の性と心の性との食い違いに悩み、周囲の心ない言葉や好奇の目にさらされ、苦しんでいる人がいます。

電通の調査で、平成24年、全国の20歳から50歳代、約7万人に対し、ネットによるアンケート調査を実施した結果、性的少数者の割合は約5.2%、19人に1人、平成27年4月に行った同様の調査では約7.6%、13人に1人、平成30年では約8.9%、11人に1人という結果が出ました。11人に1人の割合でいることを踏まえると、誰もが社会や地域、企業や職場にいるのではないかと考えられます。

では、職場や地域の理解はどうでしょうか。受け入れられる環境が整っているのでしょうか。間違った知識や情報のために偏見や差別につながることは十分にあり得ると考えます。そのようなことを防ぐためにも知識や情報を正しく理解できるよう対策や取り組みを行う必要があると考えます。

まず、そこで性の多様性について、市長の認識をお聞きいたします。

2つ目は、私は全ての職員を対象とした研修会を設けることが望ましいと考えています。正しい知識と情報で、市民対応を初め職場での理解、そして、どういった支援が必要とされているのか考えるきっかけにもつながります。職員研修についてお聞きをいたしたいと思います。

3点目は、理解と支援対策、新しい知識の普及活動について。過去に尾和弘一議員の一般質問においては、窓口については福祉課で対応、各種申請書等の性別記載については、今後、男女性別記載の必要性の有無、記載方法等を調査研究をすることを答弁されていますが、その後、改善されてきたのか。改善の方向性を持っているのか。普及活動においては、男女共同参画運営事業において講演会の開催や男女

共同参画推進ニュースなどによる啓発活動を取り組まれておりますが、今後の取り組みについてお聞きをいたしたいと思えます。

4点目は、教育現場での理解を促進し、配慮を行っていくことは欠かせません。「いのちリスペクト、ホワイトリボン・キャンペーン」が行ったLGBTの学校生活調査では、自分がLGBTかもしれないと気がついた学年については、ゲイ、レズビアン、体が女性で性別違和がある人の場合は中学1年生から中学2年生が最多で、小学校6年生から高校1年生の期間に自覚したとの回答が半数を占めたそうです。

一方、体が男性で性別違和がある人の場合は、25%は小学校入学前に自覚があり、約半数が小学校卒業までに自覚したと回答をしています。いわゆる思春期に性的指向、性自認の自覚がなされていること、性別違和に対する支援は、小学校の時点から必要であることが推測されます。

小学校から高校の間に、自分がLGBTであることを誰にも言えなかったと回答したのは、全体の約4割、言えなかった理由は、理解されるか不安だった、話したらいじめや差別を受けそうだったが上位となっています。家族にすら打ち明けることができない子供にとって、学校で先生や友人などに1人でも自分の胸のうちを話せる人がいるのかいないのかでは、その後の人生をも左右する分かれ道となることは間違いありません。

LGBTの学校生活調査では、いじめや暴力について、7割が身体的暴力、言葉による暴力、性的な暴力、無視、仲間外れのいずれかを経験しており、そのうち3割が自殺を考えたという深刻な状況になっています。

また、いじめや暴力を受けた時期は、小学校低学年から次第に増加し、中学2年生のときにはピークを迎えているという結果が示されております。また、宝塚大学の日高教授が行った性的マイノリティ1万5,000人の調査では、学校でいじめに遭った人は6割にも上り、自殺を考えた方も6割台、自殺未遂をした方も1割以上だったとの報告もございます。

性の多様性を尊重し、全ての人間が個性豊かに人間らしく生きられる社会のあり方について、学習することが必要です。

まず、性の多様性について、教育長の認識をお聞きいたします。

次に、2016年4月、文科省から性同一性障害や性的指向、性自認にかかわる児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてが通知されました。そこには性同一障害にかかわる児童生徒についての特有の支援のあり方や性的マイノリティとさ

れる児童生徒に対する相談体制等の充実についての対応が示されております。この通知は、2010年の児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底についてや、2014年、閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて出されているものです。学校での支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援などを示しており、具体例として、服装や頭髪、更衣室、トイレの使用や授業、水泳など、きめ細やかな配慮を行うよう求めています。こうした通知は十分活用できると思います。

教職員の研修については、過去の答弁において、特段特化しなくても十分対応していけると答弁されておりますが、その後の教職員の研修においてこういった取り組みを行ってきたのか、また、理解は深まってきているのかをお聞きしたいと思います。

次に、以前の一般質問では、在籍している場合、個々に相談の上、対応していくと答弁をされています。市内小中学校における性の多様性について、子供たちの実態把握についてはどうか、お聞きをいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の2番目、LGBTの理解と支援、人権教育についての1点目、性の多様性、LGBTについて、市長の認識はについてをお答えをいたします。

これまで、私たちは日常において、男性、女性という視点で性を考えがちでありましたが、現在においては、性のあり方、考え方は多様になってきていると伺っております。性のあり方は個人の尊厳にかかわる大切な問題であり、おのこの思いを互いに尊重することが重要であると考えます。

なお、2点目、3点目については担当部長から答弁させます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 2点目と3点目について、通告に従いお答えをいたします。

まず2点目、職員研修についてですが、LGBTに特化した研修は実施していませんが、昨年8月に開催した課長補佐、係長を対象とするコンプライアンス研修において、ハラスメントに関連し取り上げております。また、平成29年度におきましては、11月に開催いたしました全職員対象の人権研修において、LGBTを取り上げております。LGBTは、さまざまな人権問題の1つであると認識をしており、今後も研修に取り組んでまいります。

続いて3点目、理解と支援対策、正しい知識の普及活動につきましては、今年度、

人権を考える強調月間にリーフレットを、地区別人権学習会やふれあい祭りにおいてパンフレットをそれぞれ配布して啓発を行いました。また、ふれあい祭りの人権啓発コーナーにおいて、DVDの上映、昨年度はパネル展示も行ってあります。相談体制としましては、人権担当部署の相談窓口で対応することになりますが、内容に応じて、県の関係機関等と連携することとしております。

以上です。

○田畑議長 教育長。

○塩崎教育長 4点目についてお答えいたします。

性の多様性、LGBTなどに対する正しい理解や対応につきましては、人権教育の1つと捉えています。学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子供の実態を十分に把握し、一人一人を大切にされた教育を推進する。また、人権尊重の推進を生活の中に生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じた教育活動全体を通じた計画的な指導に努めることが重要となります。

管内の学校で、性に関することで児童生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ、スクールカウンセラーや医療機関等とも相談しつつ、適正な助言等を行ってまいります。

「みんなちがって、みんないい」というメッセージを学校のみならず、社会全体が持つことで、子供たちが安心できる環境をつくっていく、その場所の1つが学校であると考えております。

5点目、6点目については教育部長から答弁させます。

○田畑議長 教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の5点目、教職員の研修についてですが、先ほどご質問にもありましたように、平成27年4月に文科省から教職員向けに性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての通知が来てございます。

この中では、学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活の各場面での支援等についての対応方針が示されてございます。本市の各学校においては、人権尊重の理念にある自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができるよう、例えば、性的少数者等への理解を深めるため、法務省が作成した「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」というDVDによる研修や県教育委員会、学生の人権学習パンフレット「自分らしくありたい」を使っ

修など、人権尊重の視点に立った学校づくりができるよう、教員の共通理解を図っているところでございます。

6点目の実態把握についてですが、現在のところ、各学校から相談を受けたという報告はございません。小中学校の段階で、性的指向はなかなか確立されていないということも考えられます。なかなか表面化しないというのが実態であるのかなと思います。

ただ、仮に在籍していることが明らかになった場合は、文科省の通知に基づき、学校生活のさまざまな場面における支援や保護者や周囲の児童生徒等への教育、理解を含め、一緒になって合意形成を図っていくことが重要になるものと考えてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず1点聞きたいのは、各種申請書等々の性別記載についてでございます。こちらのほうについて、今現在どうなっているのか。過去に質問もされているわけですが、研究を行うことが答弁されております。その後、改善されたのか、また改善策、方策を方向性を持っているのか、これについてお聞きをいたしたいと思っております。

次は、これまでも教職員に対しては、いろんな通知を出したり、研修に対する人権のリーフレットをやって、理解を深めているという話でした。ちょっと1点、私から言いたいのは、宝塚大学の日高教授が、教員5,979人に意識調査レポートというのが、これインターネットでもとれるんですが、このレポートがございまして。その中で、大体40人クラスであれば、1人から2人ぐらいが存在するということが明らかになっています。

また、教室で授業で取り上げる必要があると答えた教師は半数以上、6割、7割の教員が思っている。しかし、授業で取り上げないかという設問に対しては、1、教える必要性がなかった。2、教師自身がよくわからない。3、教科書に書いていないと答えているんです。現場の先生は、教えなければならないと思いつつも、よくわからない。だから教える機会がなかったというわけです。具体的な研修をし、理解を深めなければ、先生は生徒に対して気づくこともできないのではないかと、うふうに考えるわけです。

「いのちリスペクト、ホワイトトリボン・キャンペーン」のLGBTの学校生活に関する実態調査、LGBTの児童生徒が、大人にカミングアウトする割合は非常に

低いことがわかっています。

生物学的女子で約3割、男子で約5割が、18歳になるまで誰にもカミングアウトしていない。言えたという場合でも、相手として選ばれる6割、7割は同級生だそうです。教師にカミングアウトした当事者は、全体の1割程度にすぎない。生徒にカミングアウトされたら対応を考える。個別の対応をするという話なのですが、実際には大人が当事者からのカミングアウトを待っているのでは、子供たちのしんどさというのは解消されません。大人が知らなくても、生徒の間ではカミングアウトされたりというのが、どこの学校でも実際に起こっている問題です。

大切なのは、たとえ明示がされていなくても、どこにでもいること、誰も孤立させないためにも、教師が日ごろから自分の言葉で伝えられることが大切ではないでしょうか。

生徒にどのような対応が可能かをあらかじめ教職員で検討したり、理解と知識を深め、カミングアウトを待たずに動ける姿勢を持つことが肝心です。

知らないと人権を守ることはできないが、知っていればできることはたくさんあります。こうしたことから、ぜひ専門家を招いて研修など行う取り組みをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、相談しやすい環境をつくり出し、相談を受けた場合は万全に対応を尽くしていく。このすべきこと、これを尽くすことができるということは言うまでもありません。それが不登校やいじめ、自殺防止につながります。

しかし、相談しなければ悩みが解決しないのでは、ごく一部の児童生徒を救うことしかできません。相談しなくても、悩まないで済むようにするのが最善策ではないでしょうか。相談しなくても悩まないで済む環境にすることが重要です。生徒の困り事は、まず何よりも自分を肯定するに足る正確な情報が欠如していること。周囲と自分が異なることに気がついて、参考になるモデルが乏しく、家族やクラスの友人が自分のような人間を気持ち悪い、普通じゃないといって笑っていることもある。調査によれば、18歳までに当事者の84%がネガティブな発言を見聞きしていることがわかっています。

このような環境で自己肯定感を育むことは難しく、しばしば他者へのカミングアウトよりも困難なのは、自分自身へのカミングアウトだと言われています。さらに身体の性に基つき、生徒を男子と女子に2つ、二分する学校の運営方法は、性別違和を抱える生徒にとっては、自分がいつも間違っただけで扱われ続けるような苦痛や屈辱感の原因となるということもわかっています。

そうした問題がある中で、性的少数者、児童生徒が在籍の場合、個別の相談と答弁ありましたが、先ほども言いましたが、相談しなくても悩まないで済む環境にすることは、一体どういったものなのかということのを改めて考える必要があるのではないかと考えますので、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

最後に、学校の提出書類についても、これ改善できる点はあるのではないかと思います。学校の書類、文書では、朝日新聞に、公立高校の入学の願書の中で性別欄が廃止が広がっているという記事がありました。こうしたことも必要なものは必要でなければならぬんですけど、必要でないものは必要でないと、削除する項目方法もできるのではないかと考えていますので、それについてどのようにお考えになっているのかをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、教える側の教職員のお話がありました。もちろん教職員のこういうLGBT等に対する知識、こういう知識の向上のために研修ということで行っているところがございます。また、日常の学校生活の中での教職員の子供たち、監視という言い方はおかしいけども、配慮といいますか、気づきといいますか、そういうところを発揮するにおいては、やはり基本的な知識が必要であるのかなと思っております。

先ほど研修の件でお話をしましたけども、人権教育と人権啓発の推進に関する法律の基本理念にのっとり策定されております県の人権教育基本方針、これをもとに岩出市学校教育の指導方針と重点におきまして、学校における教育活動全体を通して、発達の段階に応じた人権教育の推進を掲げて、4月当初に、全教職員対象の研修会ということで、こういう中で説明をしております。

また、岩出市人権教育推進連絡協議会の夏期研修、この中でもこういった事例を挙げながら研修して共通理解を図っているということでございます。

それから、当事者が、例えば、学校に在籍している場合、これ、いろいろと相談しなくても済むようなという環境ということでお話がありましたけども、大変デリケートな問題かなというふうに思います。

性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえること、また教育の内容について、学校全体で共通理解を図る、それから保護者の理解を得る、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく、いろいろ計画性を持って実施することなどが必要かなと思います。

適切な対応というのは、個々に応じて、状況に応じて変わってくるということになります。そのためには、しっかりと当事者と保護者、合意形成を行うと。それから研修等において、日ごろから人権尊重の視点に立った学校づくりといたしますか、教職員の研修といたしますか、そういうことを扱っていくということでございます。

それから、当事者あるいは保護者から相談を受けた場合、相談体制というお話もありましたけども、文科省からの通知によりますと、学校内に直ちにサポートチームをつくって、チームで対応する、医療機関との連携、児童生徒に対する相談体制を具体的に、数値の中で示されておりますので、そういうチームをつくって対応するというところでございます。

提出書類ということですけども、来年度から学校における男女混合名簿、これを教育委員会のほうから指導しているところでございます。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

申請書の性別欄の有無についての検討はということでございますが、現在、他の県内の市の状況等とも対応状況も確認等をしておりますが、本市と余り変わらぬ状況であるということでございます。

しかしながら、体の性と心の性とが合致していない性的少数者の方は、性別欄にどちらの性別を書けばいいのか悩む、あるいは通知書等に自認している性と違う性が記載されており、違和感があるなど、生きづらさを感じているというような、いわゆる性別欄に対する課題があるということは認識してございます。

したがって、今後は、市で扱うそういう申請書について、性別欄の必要性について、現在ある書類もですけども、十分検討していくという方向で進めたいと考えてございます。削除できるものということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時25分から再開します。

休憩 (14時10分)

再開 (14時25分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、ただいまから6項目にわたって質問をさせていただきます。いずれも岩出市民の皆さんからの意見集約をして、岩出市の市政について見解をただすものであります。誠意ある答弁を求めておきたいと思っております。

まず、第1点であります。市内の造成・開発工事について質問をいたします。

1番目は、根来寺近くの公園墓地入り口の北側の地において、造成工事が今行われております。この地は、周辺は根来山内だと思えますし、文化財等々も多く散在している関係から、許認可を与える十分な配慮が求められております。この地には、一部売店等もありましたが、それ以外のところは拡大して造成されているというのが実態ではないかと思っております。

そこで質問ですが、この場所に何を構築しようとしているのか、つくろうとしているのか。また、この開発に当たって、造成に当たって、文化財等々の指定区域ではないのか。造成の平米数についてどうか。岩出市として、許認可に当たり、具体的に条件を付した上で行っているのかどうか、お聞きをしたいと思います。また、許認可をした時期はいつなのか、ご答弁ください。

2番目に、岩出地区の山地内の山林開発についてであります。

自然を壊してまで開発することに、私は大変な怒りを覚えます。最近の予知できない集中豪雨により被害が発生しており、この地の開発の南側には多くの岩出市民の皆さんが生活を営んでおられます。今回の山肌を削り、現在、このままでは保水力がなくなり、非常に危険ではないかと感じております。

この地で何をしようとしているのか。集中豪雨災害は起きないのか。また、その対策について、岩出市はどうしようとしているのか、質問をいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の市内造成・開発について、文化財関係についてお答えをいたします。

この箇所につきましては、埋蔵文化財包蔵地の範囲内にあることから、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、平成30年5月2日、事業者から庭の造成を目的ということで、発掘の届け出が提出され、県教育委員会から事前に確認調査が必要

との通知があり、5月25日に確認調査が完了してございます。

場所は、岩出市根来2232番地及び2230番地の4、面積については400平米ですか、そういうことです。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 市内造成・開発についての2点目、山地区内の山林開発について、通告に従いお答えいたします。

当該地につきましては、事業区域18万6310.67平米の太陽光発電所を目的として開発が行われており、工事着手に当たっては、岩出市太陽光発電設備設置事業指導要綱に基づき、市と事業者で事前に協議を行い、地盤沈下、崖崩れ、出水、その他による災害及び周辺地域への浸水等の被害が生じることのない計画となっております。

内容としまして、区域内の雨水排水につきましては、開発許可基準に準じた適切な排水設備を設置しており、区域外への放流に関しては、調整池、黒谷池や3カ所の沈砂池を設け、さらにふとんかご、シルトフェンス、ヤシマットフィルターを設置し、雨水排水の抑制や土砂流出防止対策を図っております。

また、着手後におきましては、事業者からの定期報告をもとに、工事の工程を把握するとともに、職員による現地確認も随時行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 根来地区の開発・造成なんですけど、今、答弁をいただきましたが、文化財として発掘調査した結果、文化財としてどういうものが出土したのか、これについてお聞きをしたいと思います。

この根来地区内の許認可の時期についてはということをお聞きしたんですが、それについて答弁がなかったんで、それについて再度答弁、5月25日でしたか、許可をしたのは、文化財はね。開発許可については答弁がなかったと思いますので、これについてご答弁をください。

それから、山地内の開発なんですけど、これは従来、パイロット事業としてやったところが、開発して、この地に太陽光を設置をするということではありますが、太陽光設置指導要綱においては、権利住民の説明等について十分されてきたのか。それから、設置事業計画の中身についてどうなのか。

それから、一番最初の質問しましたが、集中豪雨の時期に、調整池と言われている黒谷池並びに大池についてなんですけど、この集中豪雨に耐え得る何ミリ以下であ

ればオーケーなのか、それに耐えられるのか、そこら辺について十分な調整池としての役割を果たすことができるのか、これについて再度ご答弁ください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、県のほうで5月25日に確認調査を行ったとお答えいたしました。何がでてきたのかという質問でございますが、確認調査というのは、埋蔵文化財の範囲とか遺構・遺物の密度あるいは遺構面の数、深さ、こういったものを把握するために実施する調査でございます。この場所につきましては、過去にいろんな建物が建築されてございました。この際に大規模な改変が行われているという場所でございますので、埋蔵文化財が展開する可能性は低いと思われる場所と、こういう位置づけになってございます。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えします。

根来地区の開発なんですけども、開発区域が3,000平米以上の開発行為を行う場合は必要なんですけども、3,000平米以下でありますので、開発の許可は必要ではありません。

それから、山地区の説明なんですけども、日にちはちょっと今手持ちにございませんけど、説明会はしてございます。

それと、調整池につきましては、和歌山県の開発計画に伴う調整池技術基準に基づき計画してございます。50年確率の計画雨量で溢水することなく、放流できるよう調整する池となっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 根来地内の件なんですけど、今、教育部長のほうから答弁いただきました。文化財の確認調査ということで、文化財埋蔵物については低いという表現をされたんですが、あったのかなかったのかということになりますと、どうなのか、再度ここについてお聞きをしたいと思っております。

許認可の問題なんですけど、平米数が足りないから必要ないんだということですが、従来の開発で何平米あって、今度新たに造成をした部分、これは何平米あったのか、再度お聞きをしておきたいと思っております。

それから、山地内の山林の太陽光発電の問題についてでありますけど、私は、基本

的には太陽光発電設置については是とするものでありますが、あえて山肌を削って緑地をこういうふうな設備にするということは、後々いろいろな障害が出てくるといふふうに思いますし、今回、住民説明会もやったということなんですが、南側の市民の住民説明会においては合意がされたのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、調整池の黒谷池の保水量、これについては答弁がなかったんですが、集中豪雨で何ミリ以下であれば、黒谷池と下の大谷池で十分災害が発生しないという判断をされているのか、ここについて再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再々質問にお答えいたします。

今回の工事目的は、庭の造成工事ということでございまして、工事概要は、切り土、それから盛り土、それと擁壁を設置すると、こういうことでございまして、擁壁設置の際に20センチ程度掘削すると、こういうことが明らかになってございます。そういうことで、県のほうから、今後、計画されている擁壁工事施工時に工事立ち会いを行うという必要があると、こういうことで対応するというところでございます。

出土物ということですが、文化財の本格調査は実施はしてございません。

○田畑議長 事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

黒谷池の貯水量は1万3,504立米でございます。

50年確率の時間雨量としまして108ミリでございます。

それと沈砂池3カ所あると申しましたんですけれども、1つが3,050立米、2つ目が700立米、3つ目が400立米でございます。

それと、現在、造成工事が完了しています。今現在、太陽光パネルの設置工事を行っている状態です。また、パネルの下に土のところにありますので、その箇所につきましては、現在、種子吹きつけ工事を行ってございます。3月末予定と聞いてございます。種子吹きつけして、すぐに芽が出るものではありませんので、今年度の6月、梅雨時期までに発芽できるよう計画してございます。

○田畑議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 先ほどの根来の開発につきまして、申請においては、開発については、建築を伴う区画形質の申請となるため、申請はなされておられません。

山地区の太陽光の住民説明会は、当初、申請前から行われており、その後も随時

行ってきております。反対とかそういうのではなく、地元の合意は得られているものと認識しております。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、トレーニングルームの使用料について質問をさせていただきます。

昨年の4月、岩出市議会の定例会開催、12月6日に、私は本会議質疑において、議案66号、トレーニング使用に、使用者は1人1回200円の使用料を納付しなければならないと。その後、1カ月幾ら納付して使用しているのかとただしたところ、これに対して、生涯学習課長が、現在、1日200円、1カ月利用料として定期券は1,000円をいただいておりますと答弁をされました。

その後、教育長が条例の中ではうたっておりませんと、申しわけありませんと謝罪をされました。しかし、その後、市長公室長が、金額については毎年決算審査特別委員会において議会で認定されておりますという発言があり、この問題について、使用料の取り扱いについては、地方自治法第225条により、公の施設の使用の対価として、条例の定めるところによって徴収することができる」と明記されております。228条の1項では、条例でこれを定めなければならないとうたっているということに疑問をいたしました。

決算において、議会が認定しているから合法であるとは、私は理解をしておりません。その後、議長に対して抗議をし、申し入れをしてきたものであります。議会並びに行政は、法に従い事業を遂行すべきであり、今回の発言は独裁的であり、余りにもひど過ぎる発言であります。

そこで質問をいたします。市長の答弁と教育部長の答弁とは明らかに矛盾しており、どちらが市の見解かわかりません。よって、統一見解を求めたいと思います。

2番目に、この件について、中立公平な立場である代表監査委員の見解並びに答弁を求めたいと思います。

○田畑議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長　尾和議員のご質問にお答えいたします。

この件について、まず経過と考え方については、先ほど福岡議員のご質問にお答えしたとおりですが、昨年12月、本会議において、本議案の採決に当たりまして、賛成者の方の討論におきまして、この定期券は昭和61年から現在に至るまで利用さ

れてきたものであり、利用者にとっては優遇措置と考えますが、根拠となる条例にうたわれていなかったことについては反省して、二度とこのようなことがないようにしていただきたいとのご指摘をいただき、また、この制度が創設されてから33年が経過しているが、この間、議会においても決算認定し、条例の不備を見逃してきたことも事実であるということも指摘されてございます。

今回の件は、33年間の経過の中において見逃されてきたことが、今回の料金改正により明らかになったものでございます。今となりましては、制度創設時から33年間、見逃されてきたことの責任ということではなく、現在担当しております教育委員会の責任として、再発防止とトレーニングルームが憩いの場として多くの市民の皆様にご利用していただけるよう努めてまいります。

以上が統一見解でございます。

○田畑議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質問の使用料について、代表監査委員としての見解、お答え申し上げます。

使用料に関する事項については、条例に定めなければならないと、ご指摘の地方自治法第228条第1項で規定されてございます。

今般の総合体育館のトレーニングルームの使用料に関しては、一月当たりの金額についても条例において定めておくべきであったと、このように考えてございます。

なお、監査委員といたしましても、条例に不備があったという点について認識がございませんでした。これについては反省をいたしているところでございます。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、今、教育部長が統一見解を述べられました。しかし、私は合点いかないんです。というのは、この本会議場で市長がこういう発言をしたわけでありまして。あんたの言うように、そない議会って頼りないもんかいと。議会で決算認定したということは、全て認めたことやないか。それをそこまで言うとは、自分で自分らを卑下しているんと一緒やぞ。そのくらい議会を侮辱するなんてというような発言をし、私に対して高圧的で恫喝する発言をしたのであります。

私は、議会を侮辱するような発言を一度も言っていないし、この発言については、市長として撤回をしていただきたい。そして、統一見解、市長としての認識を今教育部長並びに代表監査委員の答弁を受けて、どういう見解をお持ちなのか、求めた

いと思います。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

33年間見逃されていたことへの責任ということでしたので、執行部だけではなく、議会側にもその一端があることを指摘したまでのことでもあります。今回の料金改正により明らかになったことで、二度とこういうことのないよう担当部局に反省と再発防止に取り組むことを指導したところであります。

○田畑議長 再々質問を許します。

○尾和議員 市長の発言は撤回をされるのか、しないのか。その上で今の答弁があるなら私は理解しますが、そこを答弁してないので、再度市長の答弁を求めます。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 前回の発言については撤回するつもりはございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは教育長にお聞きをしたいんですが、管轄が教育委員会ですから、教育長として最終的な答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 この件に関しては、考え方としましては、先ほど教育部長が答弁させていただいたとおりであります。この経過の中から、当初、岩出市体育館設置及び管理条例、これに基づいて、第7条の減免規定あるいは6条の別表にある定めのない項目については管理者がその都度定めると。文書は残ってはないんですけれども、33年前。恐らくは、この規定を根拠に決裁をしたと思われれます。

ですから、料金設定をしたことについて、全く根拠がないというんじゃなくて、この手続は踏んでいると思います。ただし、33年間、その金額について、別表の一覧表なりへ何も記載せずにそのままになっていたことについては、全く適当じゃないと我々は思っております。このことについて、改めて私からおわび申し上げます。申しわけございません。

我々としては、今後、このようなことが起こらないように十分気をつけるとともに、やはりこのトレーニングルームが市民の憩いの場として十分に活用できること、このことに努めていきたいと思っております。

以上です。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、がん検診についてお聞きをしたいと思います。

今、がんの死亡者数というのは、2番目、3番目に位置をしております。日本では乳がんに罹患する女性が急増しており、乳がん罹患女性は30代から増加し始め、40代後半から50代前半がピークとなっております。罹患率の増加と同様、乳がんによる死亡率も年々増加傾向にあります。

2017年のがん罹患患者数の予測では、乳がんに罹患する女性は約9万人、死亡者数は1万4,000人と予測されてきております。国立がん研究センターが公表した統計では、生涯で乳がんに罹患する確率は約9%、つまり10人に1人の割合となると言われております。

日本医師会が2015年に公表した統計では、40から69歳までの女性で乳がん検診の受診率は34.2%であり、大腸がんや肺がんの検診に比べると低い数値であります。データで見るがん検診、日本のがん検診データでは、治療の進歩により5年生存率は90%以上であるため、早期発見をして適切な検査や治療を受ければ、乳がんに罹患しても命を落とさない可能性が高くなってきております。

その一方、今一番、男性の乳がんの問題について、男性でも乳がん患者は非常にまれですが、乳がん全体の約100分の1が男性の乳がん罹患患者数となっております。女性に比べて患者がとて少く、がんの発見がおくれる場合が多くあります。生存率も低いと言われております。男性の乳がん患者、最近のNHKの放送では、この問題を放映をしていましたが、私たちも他人ごとではありません。

そこで、岩出市において、がん死亡者数と罹患患者数の実態はどうなっているのか、過去5年間を求めたいと思います。

2番目に、現在実施をしている乳がん検診は女性のみであります。この検診も男性の希望者に対して実施すべきではないだろうかと考えております。岩出市のお考えをただしたいと思います。

○田畑議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　尾和議員の3番目のご質問にお答えをいたします。

1点目、がんによる死亡者数につきましては、県の人口動態統計によりますと、平成25年、119人、平成26年、109人、平成27年、117人、平成28年、106人、平成29

年、132人となっております。

罹患者数につきましては、県に問い合わせをしたところ、過去5年間について公表されている最新のデータは、平成25年と26年分しかなく、平成25年は381人、平成26年は311人となっております。

次に、2点目の男性の乳がん検診についてでございますが、市では厚生労働省健康局長通知別添として出されている、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、がん検診事業を実施しております。

指針の中で乳がん検診の対象者につきましては、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性とされておりますので、現在のところ、男性に対する乳がん検診を行う考えはございません。

以上です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、がんの死亡者数について公表がありました。この数値について、どういうがんで亡くなられているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、男性の乳がんについては、国の方針でそれが入っていないので、岩出市においては検診をする考えはないということではありますが、いずれにしても、この男性の乳がんについても、テーブルの上に上げて検討をしていただきたいことを強く求めておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 再質問にお答えをいたします。

がんの死亡者の部位別ということでございます。平成29年の132名の中で申し上げますと、最も多いのが、いわゆる肺がん、気管及び肺ですが28名、それから、肝臓がん、いわゆる肝がん等で15名、それから胃がんが12名、それから結腸がん・直腸がん合わせた、いわゆる大腸がんが14名、その他というところが31名と最も多くなっておりますが、部位として多いのは、このあたりのがんということになってございます。

それから、市の検診の中に取り込むことを検討するべきではないかという再質問でございます。国の指針につきましては、がんによる死亡率の減少が有意に認められるというような部分で、有識者の意見等、総合的に判断して示されておるところでございます。公費を使って実施する事業でありますので、科学的な裏づけ、これ

が必要であります。市としましては、この国の指針に沿って実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市の活性化対策について質問をさせていただきます。

岩出市の当面の課題は、年度初めの施政方針でも言われているとおり、「活力あふれるまち ふれあいのまち」であると私も考えております。その中でも、岩出市が、いつも人が集まり、にぎわっているというような県民や近隣周辺から注目されなければなりません。その中心は人であり、人間なのです。がやがや何かやっている、岩出市に行けば何かおもしろいなと認識していただけることではないでしょうか。

さらに、閑空に一番近い立地条件を活用して、インバウンドの観光客をこの地に来ていただくことではないでしょうか。そして、岩出市でお金を使っていただく。また、再度訪れたい岩出市にしていくことであると考えます。

私はそういう観点から、今回、今、岩出市が行っている事業の中で、どういう事業を行っているのか、現状をどのように行い、その実績はどうかについてお聞きをしたいと思います。さらに、その事業の問題点や課題等をつかんでおるのであれば、それをこの場でご答弁ください。

それから、この議題については、総務省が進めている地域おこし協力隊という制度がございます。この地域おこし協力隊の要綱に従って、岩出市でもこの制度を活用して、計画、創設及び方針を伺いたいと思います。ご答弁をいただきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の岩出市内の活性化対策について、お答えいたします。

1点目の岩出市内の活性化対策について、現状の事業はどうかについてですが、第2次岩出市長期総合計画をまちづくりの基本方針として、将来都市像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、「住んでよかったと思

えるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「笑顔あふれるまちづくり」「元気で健康なまちづくり」の4つのまちづくり大綱を柱に、各分野においてさまざまな施策を講じているところであります。

特に、観光振興は、基幹施策として地域の特性を生かしたさまざまな施策を進めており、交流人口の増を目的に、新義真言宗総本山根来寺を初め、旧和歌山県議会議事堂、ねごろ歴史資料館、道の駅ねごろ歴史の丘を根来街道グリーンツーリズム、紀の川緑の歴史回廊の拠点として、観光資源を有効に活用しながら、本市の活性化に努めております。

次に、インバウンド対策についてであります。訪日外国人旅行客、いわゆるインバウンドにつきましては、テレビや新聞等で取り上げられますように、近年増加しており、本市といたしましても、インバウンド施策の推進は大変重要だと考えております。

市では平成26年度から根来寺周辺観光振興事業を進めており、外国人向けの看板やW i - F i スポットの整備、観光ルートの構築などを進め、地域誘客の促進やリピーターの獲得に向け、今後も環境整備に努めてまいります。

また、情報発信が不足しているとのことですが、情報発信につきましては、観光プロモーション事業として、県内外のイベントへの参加による情報発信や、関西・中国・四国地方を重点的に、観光関連事業者へのプロモーション活動を行っております。ほかにも雑誌や観光情報誌への記事掲載、テレビなどのメディアを通じて観光情報の発信を実施しており、特に平成30年度では根来寺かくばん祭りで、J : C O Mの生放送など、関西一円への情報発信を行っております。

また、市長の施政方針でも申し上げましたが、5月26日、テレビ番組「開運！なんでも鑑定団」の出張鑑定が、旧和歌山県議会議事堂で開催予定であることなど、さらなる観光促進を図るため、引き続き岩出市の魅力を県内外に発信してまいりたいと考えております。

2点目の地域おこし協力隊については、総務省により制度化された地域活性化施策で、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持、強化を図る取り組みとなっております。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱するものであり、隊員は、3年以下の期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発や

販売、PRなどの地域おこしや住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることになります。

県内においては、現在、4市14町村で地域おこし協力隊が活動していることを把握しておりますが、当市といたしましては、わずか3年間で劇的に地域活性化を達成することは非常に難しいと思われるため、現在、創設はしておりません。

今後の計画及び方針についてであります。地域おこし協力隊の受け入れには、隊員と受け入れ地域と行政間の連携体制を構築することが重要なことから、地域と行政の間で地域が何を必要としているのかを整理する必要があると考えますので、現時点において創設する考えはございません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをしたいと思うんですが、今やっている事業の中で、岩出市がインバウンド等による訪問者、これについては宿泊するとか、この数値をつかんでおられるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊の創設については、今考えていないということですが、隣の紀の川市では、これと歌山新報に載ってたんですが、フルーツのまち発信ということで、一般的に公募をして、ほかの地区からの居住者を含めて、期間は3年間ありますが、3年間で終わるわけではありません。その後も募集して、継続して、その地域おこし協力隊も活用して、岩出市の情報発信をしていくということも可能であるわけですから、重層的に、一面的に考えるんじゃなくして、いろんな知恵を活用して、この予算措置については総務省のほうから金額も提示をされ、上限も、協力隊員については1人当たり400万を上限として、国のほうから経費として出てくるわけですから、岩出市の持ち出しについてはないわけでありまして。こういう制度を大いに活用して、岩出市の情報発信をしていく。岩出市の活性化をしていく。そういうことが求められると、私は考えております。

全国的にも、この事例を活用して、多くの地域で一定の成果を上げているという市町村があります。こういうものも活用する意思がないのか、私は不思議でならないんですけども、そこら辺も含めて、岩出市だけが現在やってない。橋本、紀の川市、かつらぎ町、海南においても、2名から3名のその協力隊員を募集して、そういう活動を具体的に行っているわけですから、市長ね、これについて岩出市も1個やろうやないかと。この総務省の金を利用して、岩出市の活性化を結びつけていくというお考えは、市長にはありませんか。ご答弁をください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

岩出市を訪れる訪問者の数ということでございますが、観光客動態調査という数字で把握しております。岩出市、平成30年度、これは歴年でございます。1月から12月でございます。実数が132万844人となっております。

○田畑議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の岩出市でも地域おこし協力隊の件、取り入れないのかということについて、お答えをいたします。

今後想定される人口減少局面において、地域おこし協力隊は地域力の維持・強化を図る手段の1つだと考えております。ただ、各市町村でそれぞれ事情、状況が異なるため、他市町で実施しているから岩出市も実施というわけにはまいりません。地域おこし協力隊が地域の課題を解決しようと頑張るのですが、自分の考えが正しいと押しつけることで、地域との関係がうまくいかず、また、任期満了までにやめる人や任期満了後の定住につながっていない事例もございます。

こういった事例を踏まえ、市と受け入れ地域、団体が連携して、現状課題を把握した上で、地域おこし協力隊の必要性について、今後研究したいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この地域おこし協力隊というのは、今に始まったことやないんですよね。

この要綱ができたのは10年近く前ですから、今、クローズアップしてきているのは、各地方自治体で、これを活用して、いろんな活用の仕方はあると思うんですが、岩出市においても、この地域おこし協力隊というものを形を変えてでもいいですから、起こしていくと。そして、にぎわいをつくっていくという1つの材料に、手段にさせていただきたいこと、これが大切ではないかというふうに思っております。

何もしないことがいいことじゃなくして、1つでも2つでも、この岩出市の活性化に向けて、できることは全てやるんだという姿勢が必要ではないかなと、私はそのように考えておりますので、市の決断を求めておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 尾和議員の再々質問についてお答えいたします。

地域おこし協力隊なのですが、趣旨としては、人口減少や高齢化等の振興が著しい地方において、地域外の人材を誘致し、担い手となる人材の確保とともに、地域力の維持・強化を図り、あわせて定住・定着につなげる事業であります。

先ほど尾和議員から、400万円が限度なのですが、お金が出るということなのですが、その人の人生を左右するような重大な事業と考えます。また、あわせて市として募集するからには、しっかりとした目的を持ってしないと、その人をもてあそぶような事業になってはいけないと考えておりますので、今後研究したいと考えております。

○田畑議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、質問をさせていただきます。災害支援のあり方についてであります。

私は、この岩出市における災害対策・支援のあり方について、いろんな方のご意見を聞き、拝聴してまいりました。岩出市の防災マニュアルについてですが、職員規模300名、人口5万3,000人、建物としては、避難箇所は28カ所、ほかに公園等屋外については18カ所を指定して、避難所を運営しておられます。

今日、この岩出市における災害対策・避難のあり方についてですが、まず第1にお聞きしたいのは、岩出市職員への避難訓練についてであります。

毎年、地区防災の訓練がありますが、岩出市自身が職員を配置して、職員体制をつくって訓練をした記録があるのかどうか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

私たちは、常に岩出市職員がその先頭に立って災害対策をしていくということが求められるんでありますが、それに対する考え方、いざというときにどうしていくのか、ここら辺について現状はどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、次に、小中学校の避難者及び受け入れ事前対策についてであります。ひとたび災害が発生しますと、避難施設である小中学校等については、その活用というものが避けて通れません。そういう中から、小中学校のマニュアルについて、建物所有者は岩出市であり、避難所として指定されても、働いている職員は和歌山県の教育委員会で採用され、人事権、給与の支払いも県と国ということから、市職員という意識は少ないように思います。

本来の職責として、児童生徒の安全や授業再開に関して強い職業意識を持ちます

が、避難所運営、避難者への対応という点でどうなのか。避難する住民は県民です。市民です。岩出市危機管理室、教育委員会、各小学校職員と災害時の対応や役割、取り決め、細部にわたって調整する必要があります。現状は、岩出市において、実際どうされておるのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、災害が起きたときに、福祉避難所の運営と確保であります。今日、災害が発生したとき、福祉避難所になったときに、この岩出市がどのような対応をしていくのか、福祉避難所については内閣府のほうからマニュアルが出ておりますが、これに従って、具体的に取り組みをしておられるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それから、市施設の震災及び物品等の備蓄、これについて万全かどうかという問題があります。これについても岩出市における現状について質問をしたいと思います。ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の5番目、災害対策・支援について、お答えいたします。

まず1点目、市職員の震災訓練について、市職員だけの訓練をということですが、過去をさかのぼりますと、平成19年に職員の参集訓練というのを実施してございます。なお、市職員の震災訓練については、毎年、災害発生時に迅速な防災活動が行える初動態勢の確立を目的に、市民、区自治会、自主防災組織及び行政機関等が連携して、岩出市地域防災訓練を実施しております。本訓練では、会場となる各小学校及び船山地区公民館での訓練と並行し、災害対策本部設置運用訓練、関係機関等との情報伝達訓練、救援物資仕分け及び輸送訓練、道路施設等点検訓練など、職員が災害発生時にとるべき行動についての訓練を実施しております。

次に、2点目の小中学校の避難者受け入れの事前の指定対策ということですが、これにつきまして、地域防災訓練では、小中学校を初めとする指定避難所等の開設・運営に関して、岩出市地域防災計画及び平成25年3月策定の岩出市避難所運営マニュアルに基づき行うこととしており、避難所ごとの状況に応じ、体育館等の安全が確認された施設に避難者を受け入れることとしております。また、使用可能教室の判断など、早期の学校機能回復も視野に入れ、教職員と連携し、避難所の開設・運営を実施いたします。

次に、3点目の福祉避難所の確保・運営についてですが、福祉避難所は、高齢の

方や障害をお持ちの方、妊産婦など特別に配慮を要する方を受け入れる施設であり、一時的避難の後、災害や避難の状況に応じ開設をいたします。

現在、中央公民館を除く各公民館及び総合保健福祉センターの8カ所を指定しているほか、民間施設5カ所と災害時における福祉避難所としての協力を協定しており、福祉避難所開設時には、岩出市避難者運営マニュアルに準じ、避難所の運営を行うとともに、支援要員の派遣など、避難される方の障害の特性などに配慮した対策を実施することとしております。

次に、4点目の震災対策物品等の準備は万全かについてであります。震災や風水害を初めとする各種災害に備えるため、避難所となる公民館や各小中学校等の備蓄倉庫などに、資機材や食糧等の備蓄を進めております。粉ミルクについては、現在、総合保健福祉センターに備蓄しており、災害発生時には必要に応じ、各避難所に輸送することとしております。

それと、災害発生時には、自分や家族の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助が大きな力となることから、各家庭における食糧等の備蓄も重要であると考えており、引き続き住民への周知・啓発に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 具体的にお聞きをしたいと思うんですが、まず、備蓄関係なんですが、今ご答弁をいただきましたが、粉ミルクの備蓄については、あいあいセンターにあると。それから、紙おむつについてもあいあいセンターということでしょうけども、いざというときに、その主要な避難所に事前に配布しておくということは可能ではないかなと。そこから、また持っていくということはおかえって時間がかかりますし、そういう点では問題が発生するというふうに思います。

それから、重大災害のときに一番問題なのは、避難所運営と高齢者や障害者の避難所、これと絡めて、とりあえず死亡事故が発生して、ご遺体をどのように、どここの場所で保管をするのか。それから、遺体の保冷剤の使用、ここら辺について具体的に、今決められておるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、緊急のときには各市町村から協力隊が来ると思うんですが、そこら辺のボランティア、配置、ここら辺について窓口をどこにするのか、ここら辺はどのような手順によってやるのか。

それから、災害時、緊急ヘリポート、これをどこに置くのか、大宮緑地なのか、根来の若もの広場なのか、さぎのせ公園なのか、こういうような具体的なボランテ

ィア、ヘリポート、そういう具体的なプラン、構想を持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、備蓄関係については、いざというときのために備えることができるのではないかとございます。事前に想定される災害の場合は、そういったことも可能ではあると思いますので、そういう際は、あらかじめ各場所に備蓄のものを移すということはあるかと思いますが、基本的には、備蓄場所を決めておりますので、そこから事後になる場合もあることはございますが、対応はできると思っております。

それと、遺体とかの安置場所、それとヘリポートについて、どういうふうな取り決めがされているかということですが、遺体の安置場所については、被災場所の近隣の公共施設、ヘリポートについては、大宮緑地総合運動公園を初めとするグラウンド、これ小学校等のグラウンドもあるんですけども、これは地域防災計画において、その場所を定めてございます。

それと、災害が起こった後の救援のボランティアの方が来られた場合の窓口ということでございますが、これにつきましては、社会福祉協議会が窓口として対応することとなっております。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2回目でちょっと質問が漏れたんですが、岩出市職員の震災訓練については、平成19年から、ことし30年ですから、10年余り全然やってないというのが明らかになったと思うんですが、具体的な市職員、災害になりますと、全ての方が市職員が機動的に動けるということではないと思います。職員も被災をして駆けつけることができない状況も発生してまいります。そこら辺を含めて、その場合にどうするのか。これは常に訓練をしておかないと、いざというときには全然役に立たないというのが過去の事例でもありますし、今までの災害の実態においても一番重要な課題になっております。ここら辺については、今後どうしていくのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

市職員の災害に対する訓練についてでございますが、これにつきましては、先ほど申しました地域防災訓練、これは災害発生時に迅速な防災活動が行えるように、初動態勢の確立を目的に、市職員のみならず、市民、区自治会、それと自主防災組織及び行政機関等が連携して行うという訓練、これを行ってございます。

それと、災害が、例えば、豪雨が発生したりとかした場合は、職員の防災体制を組みまして、災害に対応すると。これは訓練というよりは、そういった災害、昨年もございましたが、台風とか、そういうときには訓練ではなく、実地で実際出て活動をしている状況であります。

そのほか、例えば、各施設にあります、いわゆるマンホールトイレ、これについての設置作業の確認作業とか、そういうのは各それぞれの部署で、対策というか、訓練を行っているところでございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、最後になりますが、質問をさせていただきます。

まず、臨時・非常勤職員の労働条件向上についてであります。

地方自治体で働く臨時・非常勤職員の数は、全国で64万人を超え、今や臨時・非常勤職員なしには自治体の行政は成り立たないといっても過言ではありません。それに伴って、地方自治体に働く臨時・非常勤職員の処遇改善が喫緊の課題であるとなっております。

民間企業で働く非正規労働者の無期雇用転換が始まる一方で、公務員につく臨時・非常勤職員には、無期雇用転換を規定した労働契約の名の非正規労働者保護法が適用されず、いつまでも非正規、いつでも雇いどめと劣悪な不安定な雇用待遇が続いております。また、地方公務員法、地方自治法の改正を受けて、2020年4月から会計年度任用職員制度が導入されるもとで、現行の臨時・非常勤職員の待遇改善をしていくことが求められています。

岩出市役所においても、この課題は避けて通れない課題でありますので、具体的に質問をさせていただきます。

まず、雇用・報酬・賃金・諸手当について、正規と臨時・非常勤職員の差はどういう実態になっているのか、具体的にご答弁ください。

2番目に、休暇制度については、有給休暇に始まり、忌引休暇、特別休暇等々を

含めて、どういう差があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから3番目に、非常勤職員の労災制度に関して、認定、対応等について、岩出市は条例でうたっているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の臨時・非常勤職員の労働条件向上についての1点目、雇用・報酬・諸手当についてお答えいたします。

給料につきましては、正規職員は、職員の給与に関する条例に基づき支給しています。臨時職員及び非常勤職員については、それぞれ岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給をしています。

手当についてですが、通勤手当、超過勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当につきましては、正職・臨時職ともにございます。扶養手当、住居手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、管理職員特別勤務手当については、臨時職員にはございません。非常勤職員には、通勤手当として費用弁償があり、その他の手当はございません。

2点目の休暇制度について、正規職員との差についてですが、臨時職員については有給の休暇として、年次有給休暇、公民権行使の際の休暇、裁判員等として出頭する際の休暇、親族が死亡した際の休暇、災害等による出勤困難な際の休暇があります。また、無給の休暇として、産前産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、病気休暇があります。無給の休暇について、正規職員は有給での休暇となり、有給無給の差がございます。また、正規職員のみ有給の休暇としては、骨髄ドナーの休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、妊娠中の通勤休暇、つわり休暇、妊娠産後の保健指導時の休暇、配偶者の出産休暇、配偶者の出産に係る子の養育休暇、父母等の追悼休暇、夏季休暇、感染症等休暇、風水害被害時の休暇がございます。非常勤職員には、年次有給休暇のみとなります。

3点目の労災の認定、対応についてですが、正規職員については、地方公務員災害補償基金への申請、臨時職員については、和歌山県市町村総合事務組合への申請、保育所、クリーンセンターの臨時職員については、労働基準監督署への申請となります。申請先が異なりますが、基本的な制度体系は同様となっております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　そこで、臨時・非常勤職員についてであります。正規職員との差についてどうしていくのかというのは、今課題になっておるんですが、岩出市において、雇用期間の定めのない任用として、更新回数の制限はあるのかどうか。本人の希望によって、その辺の任用が可能となるような制度になっているのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

それから、2番目に、報酬額、賃金については、正規職員との均等待遇になるよう給与水準を改善することが求められると思うんですが、昇給制度を導入する考えはあるのかどうか。それによって均等待遇を変えていくということが必要だと思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、諸手当で期末勤勉手当、これの報酬額に見合う手当を臨時・非常勤職員にも支給することが求められておるんですが、これについてはどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、通勤手当については、費用弁償として同様に支給しているということでもありますので、それはそれで構いませんが、これらの今申し上げた件について、再度ご答弁ください。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

ただいま言われましたのは、いわゆる正規職員と非正規職員の格差の関係の是正をということであるかと思えます。これにつきましては、尾和議員のご質問の中にもございましたが、平成29年3月7日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定をされて、法案が国会に提出にされました。

この法律は、一般職の非常勤職員の任用等について、法律で任用の制度を明確化するとともに、非常勤職員に期末手当の支給が可能となるよう、地方公務員法等を改正したものでございます。これにつきましては、平成32年4月1日から施行されることとなってございます。現在、その施行に向けての条例案の作成作業に取り組んでいるところであります。

制度改正の情報収集に努めて、32年4月1日の法施行時に間に合うように条例案を提出して、募集等に努めたいと考えてございます。

○田畑議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　非常勤職員の労災認定なんですけども、これは北九州市において、非常

勤職員が、昨年、労災申請をして棄却されたということで、時の総務大臣が、これでは問題だということで、非常勤職員も労災、公務災害補償施行規則というものを既に出されておりまして、それに基づいて、岩出市においても、その運用がされてきているのか、これについて再度お聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。
総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

いわゆる労災の認定の件数でございますが、平成30年度は3月1日現在で、臨時職員4件ございます。この4件につきましては、いずれも労災認定がされてございますので、尾和議員がおっしゃられたような認定がされていないというような事例は、現在のところ、ございません。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成31年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時45分)